



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表

平成28年9月30日

担当

沖縄労働局雇用環境・均等室

室長 松野市子

雇用環境改善・均等推進監理官 嘉手納尚

電話：868-4403

沖縄労働局で初の試み！！

県内大学生（短大、専門・専修学校生含む）に対するアルバイト実態調査を実施

- ・アルバイトをすることによって4人に1人が学業に支障
- ・アルバイトにおいて4割の学生が何らかのトラブルに遭遇

— 学生アルバイト実態把握のためのアンケート調査結果 —

沖縄労働局（待鳥浩二局長）では、「学生アルバイト労働条件を確かめようキャンペーン」（平成28年4月1日～同年7月31日）の取組の一環として、下記により、県内大学、短期大学、専門・専修学校に籍を置く学生を対象に、学生アルバイトの実態を把握するためのアンケート調査を実施した。

記

1. 調査方法等

県内7大学（琉球大学、沖縄国際大学、沖縄大学、名桜大学、沖縄キリスト教学院大学、県立芸術大学、県立看護大学（順不同））、2短期大学（沖縄女子短期大学、沖縄キリスト教短期大学）、一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会に対して、労働局において作成したアンケート用紙（別添2参照）によるアンケート調査実施の協力を依頼し、任意に協力いただいたアンケートを回収し、集計を行った。

2. アンケート実施（有効回収）件数

2,667件

3. 調査結果

【主な結果内容】

- ・ 県内の大学生の85%がアルバイトを経験していること。
- ・ アルバイトを経験したことがあると回答した者のうち、「2年以上」経験したこ

とがあると回答した割合が36%で、3人に2人が「1年以上」との回答であったこと。

- ・ 1日のアルバイト時間は「4時間～6時間」が最も多く、アルバイトを経験したとがあると回答した者全体の52%で、4時間以上と回答した者の割合が85%を占めていること。
- ・ 1週当たりのアルバイト日数は「4日」が最も多く、アルバイトを経験したとがあると回答した者全体の34%で、4日以上と回答した者の割合が60%を占めていること。また、「毎日」と回答した者の割合が0.8%（19人）いたこと。
- ・ 深夜時間帯（22時～翌朝5時）の勤務が有りと回答した者の割合が全体の約半数を占めたこと。
- ・ アルバイトを行う前に労働条件の書面通知を受けた者の割合が45%、全く説明を受けずに働いた者の割合が約10%であったこと。
- ・ アルバイトによって何らかのトラブルにあった学生の割合が4割であったこと。
- ・ アルバイトをすることによって学業に支障をきたしたと回答した者が4人に1人（25.5%）であったこと。（支障があった内容については別添1別紙1参照）
- ・ 労働基準関係法令等に定められている項目（前12項目）のうち、半数以上の割合が知っていると回答した者は2項目のみであった。

※ 結果詳細は、別添1「学生アルバイト実態等把握のためのアンケート調査結果」のとおり

◎ 添付資料

別添1 学生アルバイト実態等把握のためのアンケート調査結果

別添2 学生のアルバイト実態等把握のためのアンケート用紙

学生のアルバイト実態等把握のためのアンケート調査結果

厚生労働省沖縄労働局

1. 調査目的

長時間にわたる過重労働や賃金不払残業など「若者の使い捨てが疑われる企業」が社会的問題となっているが、大学、短大、専門・専修学校（以下、「大学等」という。）などの学生（以下、「大学生等」という。）が行うアルバイトにおいても、学業に支障をきたすほどの過酷な労働が行われている実態があることが把握され、平成 27 年度に厚生労働省が実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」において、約 6 割の大学生等が労働条件など何らかのトラブルがあったと回答している。

そのため、県内におけるアルバイトの実態及び課題を把握し、今後の適切な対策を講じるための参考とするために実施したものである。

2. 調査対象

県内大学等に在籍する大学生等

3. 調査方法

県内の実態と全国とを比較することも念頭に置き、昨年度厚生労働省が実施したアンケート調査に準じ、別添「学生のアルバイト実態等把握のためのアンケート用紙」を作成し、県内 7 大学（琉球大学、沖縄国際大学、沖縄大学、名桜大学、沖縄キリスト教学院大学、県立芸術大学、県立看護大学（順不同））、2 短期大学（沖縄女子短期大学、沖縄キリスト教短期大学）、一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会に協力を求め、アンケート調査を実施した。

アンケートの実施方法（対象学生など）については、各大学等に一任した。

4. 調査結果

（1）調査期間

平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 7 月 15 日（アンケート最終回収日）

（2）アンケート協力者の属性等

① アンケート協力者総数

2, 6 6 7 人

※ 大学等別に本アンケートに協力いただいた大学生等数は以下のとおり。

大学名	協力者数
琉 球 大 学	770
沖 縄 国 際 大 学	900
沖 縄 大 学	172
名 桜 大 学	214
沖縄キリスト教学院大学・短期大学	95
県 立 芸 術 大 学	54
県 立 看 護 大 学	53
沖 縄 女 子 短 期 大 学	263
(社)沖縄県専修学校各種学校協会	146
合計	2,667

② アンケート協力者の性別

性別	協力者数	
男性	1,273	47.7%
女性	1,355	50.8%
不明（未回答）	39	1.5%
合計	2,667	100%

※ 大学等別

大学名	男性	女性	不明等
琉 球 大 学	483	270	17
沖 縄 国 際 大 学	473	412	15
沖 縄 大 学	134	36	2
名 桜 大 学	87	125	2
沖縄キリスト教学院大学・短期大学	16	79	0
県 立 芸 術 大 学	18	36	0
県 立 看 護 大 学	9	44	0
沖 縄 女 子 短 期 大 学	11	249	3
(社)沖縄県専修学校各種学校協会	42	104	0
合計	1,273	1,355	39

③ アンケート協力者の学年別

学年別	協力者数	
1 年次	497	18.6%
2 年次	669	25.1%
3 年次	500	18.8%
4 年次	353	13.2%
その他不明	648	24.3%
合計	2,667	100%

※ 大学等別

大学名	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	不明等
琉 球 大 学	72	134	144	164	256
沖 縄 国 際 大 学	240	221	176	139	124
沖 縄 大 学	14	26	30	30	72
名 桜 大 学	33	34	132	14	1
沖縄キリスト教学院大学・短期大学	10	52	3	0	30
県 立 芸 術 大 学	7	7	15	6	19
県 立 看 護 大 学	25	10	0	0	18
沖 縄 女 子 短 期 大 学	88	120	0	0	55
(社)沖縄県専修学校各種学校協会	8	65	0	0	73
合計	497	669	500	353	648

(3) アンケート調査結果（各設問における集計結果）

問1（アルバイト経験の有無）

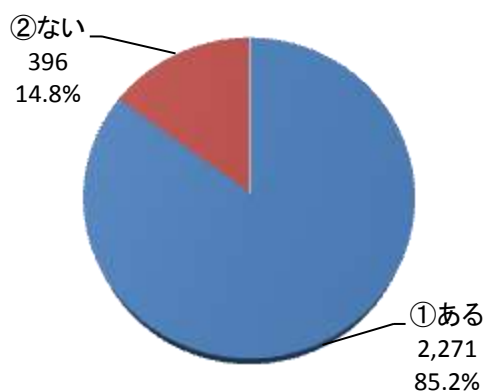
あなたはアルバイトをしたことがありますか。

① ある ② ない

〔1〕 全体

アルバイトを経験したことがあると回答した大学生等は 2,271 人で全体の 85.2%であった。

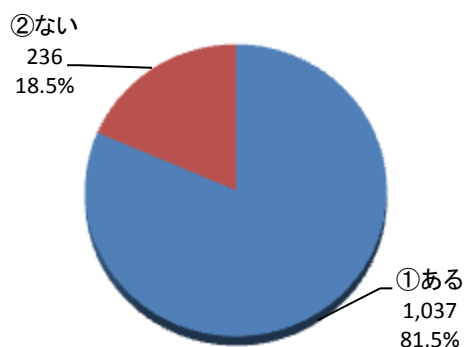
①ある	②ない
2,271	396
85.2%	14.8%



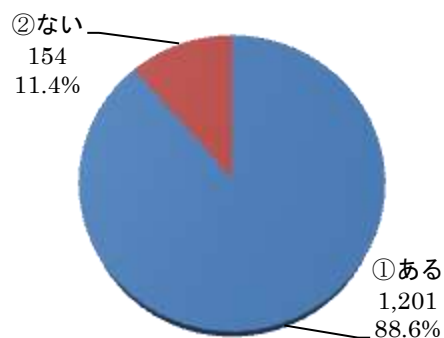
〔2〕 性別

アルバイトを経験したことがあると回答した者の割合を性別にみると、男性が 81.5%、女性が 88.6%で女性のほうが多かった。

性別		①ある		②ない	
男	性	1,037	81.5%	236	18.5%
女	性	1,201	88.6%	154	11.4%
不明（未回答）		33	84.6%	6	15.4%
合	計	2,271		396	



男性

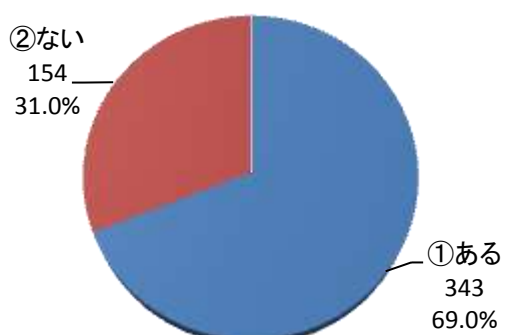


女性

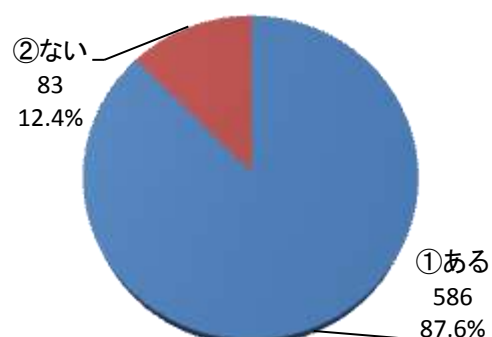
〔3〕学年別

アルバイトを経験したことがあると回答した者の割合を学年別で見ると、1年次が69.0%、2年次が87.6%、3年次が92.0%、4年次が90.1%となっており、1年次以外では、約9割の学生がアルバイトを経験している結果となった。

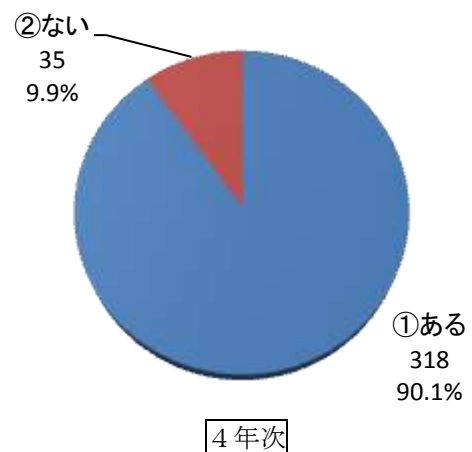
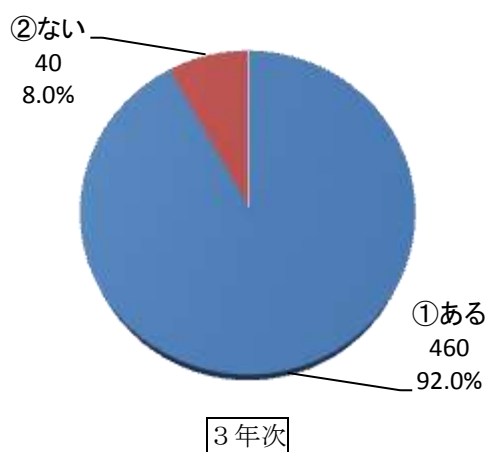
学年別	①ある		②ない	
1年次	343	69.0%	154	31.0%
2年次	586	87.6%	83	12.4%
3年次	460	92.0%	40	8.0%
4年次	318	90.1%	35	9.9%
不明等	564	87.0%	84	13.0%
合計	2,271		396	



1年次



2年次



【 注 意 】

問2以降は、問1でアルバイトを経験したことがあると回答した者が対象となること。(アルバイト経験者 2, 271 人)

問 2（アルバイトの経験年数）

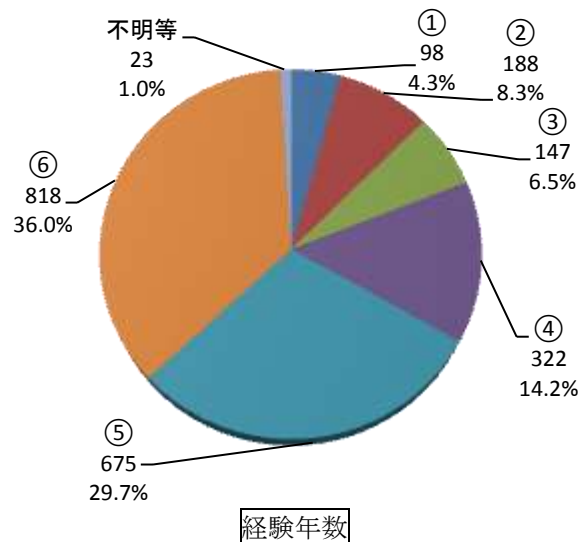
これまでのアルバイトの経験期間（通算）はどのくらいですか。

- ① 1か月未満 ② 1か月～3か月未満 ③ 3か月～6か月未満
④ 6か月～1年未満 ⑤ 1年～2年未満 ⑥ 2年以上

〔1〕 全体

アルバイトを2年以上経験したことがあると回答した者の割合が最も多く、36.0%（818人）、「1年以上」経験と回答した者の割合が全体の65.7%を占めている。

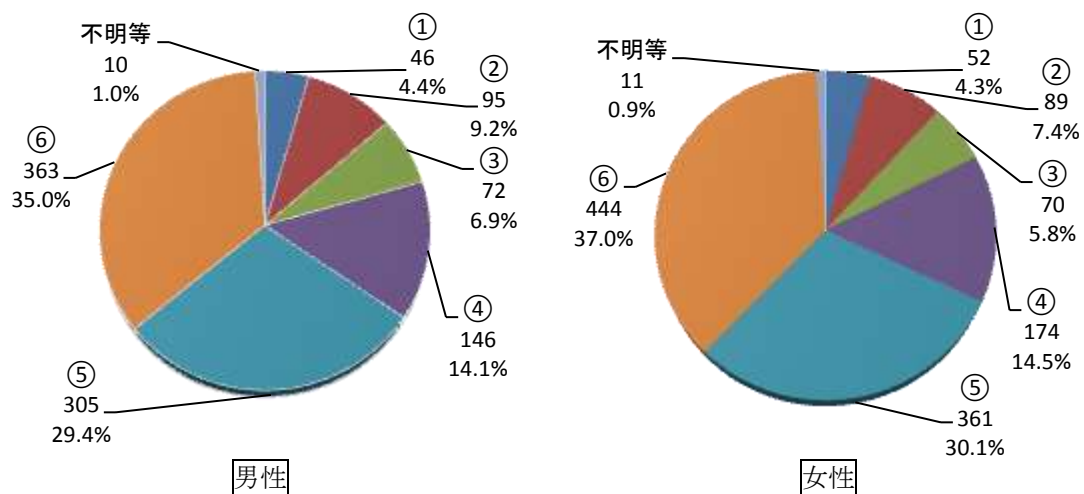
①	②	③	④	⑤	⑥	不明等
98	188	147	322	675	818	23
4.3%	8.3%	6.5%	14.2%	29.7%	36.0%	1.0%



〔2〕 性別

アルバイトの経験年数を性別にみても全体と同じ傾向がみられ、1年以上経験があると回答した者の割合が男性では64.4%（668人）、女性では67.1%（805人）となっている。

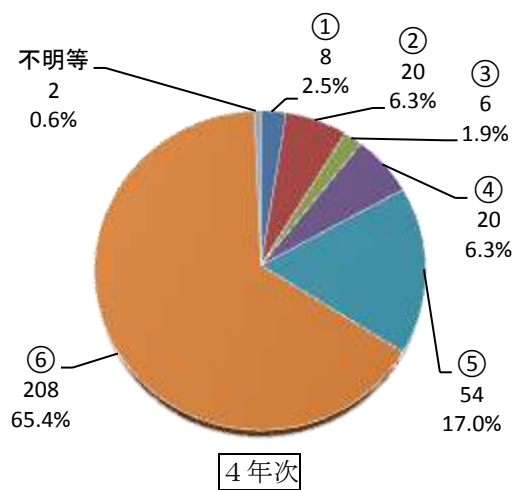
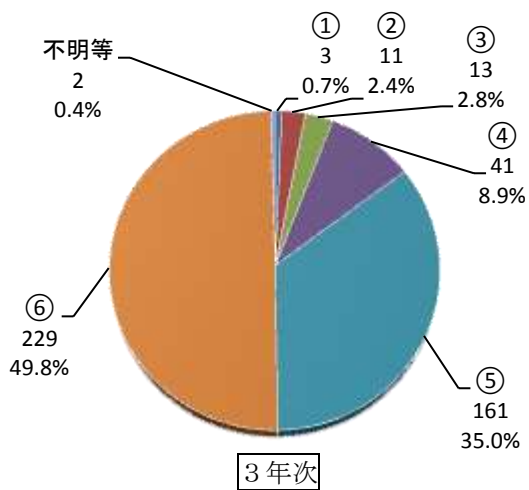
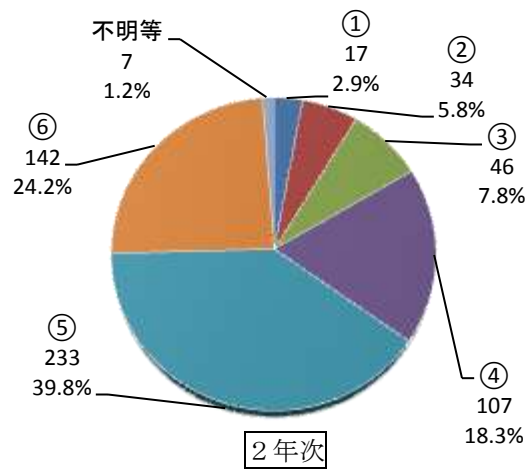
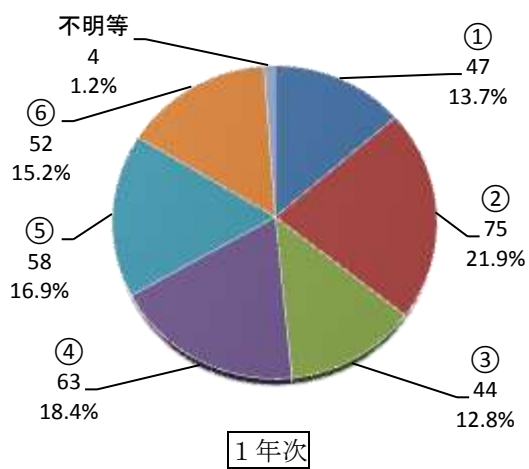
性別	①	②	③	④	⑤	⑥	不明等
男性	46	95	72	146	305	363	10
	4.4%	9.2%	6.9%	14.1%	29.4%	35.0%	1.0%
女性	52	89	70	174	361	444	11
	4.3%	7.4%	5.8%	14.5%	30.1%	37.0%	0.9%
不明等	0	4	5	2	9	11	2
	0.0%	12.1%	15.2%	6.1%	27.3%	33.3%	6.1%
合計	98	188	147	322	675	818	23



〔3〕 学年別

アルバイトの経験年数を学年別にみると、経験年数が1年以上と回答した者の割合は、1年生でもっと少なく32.1% (110人) で、2年次で64.0% (375人)、3年次で84.8% (390人)、4年次で82.4% (262人) であり、学年が上がるにつれて、その割合は高くなっている。

学年別	①	②	③	④	⑤	⑥	不明等
1年次	47 13.7%	75 21.9%	44 12.8%	63 18.4%	58 16.9%	52 15.2%	4 1.2%
2年次	17 2.9%	34 5.8%	46 7.9%	107 18.3%	233 39.8%	142 24.2%	7 1.2%
3年次	3 0.7%	11 2.4%	13 2.8%	41 8.9%	161 35.0%	229 49.8%	2 0.4%
4年次	8 2.5%	20 6.3%	6 1.9%	20 6.3%	54 17.0%	208 65.4%	2 0.6%
不明等	23 4.1%	48 8.5%	38 6.7%	91 16.1%	169 30.0%	187 33.2%	8 1.4%
合計	98	188	147	322	675	818	23



問3（アルバイト先の業種）

アルバイトの業種は何ですか。複数経験のある方は、経験の長い順に3つまで選択してください。

- ① コンビニエンスストア ② スーパーマーケット ③ その他販売店
④ ホテル・旅館 ⑤ 居酒屋 ⑥ ファーストフード
⑦ ファミリーレストラン ⑧ その他の飲食店 ⑨ 学習塾（個別・集団）
⑩ 医療機関（福祉施設含）⑪ 食料品製造業 ⑫ その他製造業
⑬ 建設業 ⑭ イベント会社
⑮ 官公署（国・自治体の機関）⑯ その他（ ）

〔1〕全体

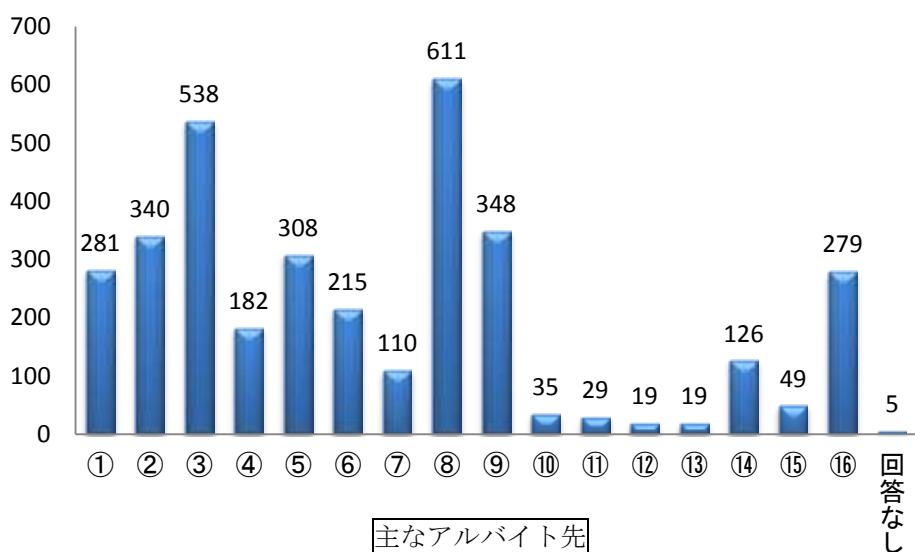
回答があった者のうち、最も割合が高かったのが「その他の飲食店」で全体の27.0%（611人）、次いで、「その他の販売店」23.7%（538人）、「学習塾」15.4%（348人）、「スーパーマーケット」15.0%（340人）、「居酒屋」13.6%（308人）となっている。

① コンビニエンスストア	281 人（ 12.4%）
② スーパーマーケット	340 人（ 15.0%）
③ その他販売店	538 人（ 23.7%）
④ ホテル・旅館	182 人（ 8.0%）
⑤ 居酒屋	308 人（ 13.6%）
⑥ ファーストフード	215 人（ 9.5%）
⑦ ファミリーレストラン	110 人（ 4.9%）
⑧ その他の飲食店	611 人（ 27.0%）
⑨ 学習塾（個別・集団）	348 人（ 15.4%）
⑩ 医療機関（福祉施設含）	35 人（ 1.5%）
⑪ 食料品製造業	29 人（ 1.3%）
⑫ その他製造業	19 人（ 0.8%）
⑬ 建設業	19 人（ 0.8%）
⑭ イベント会社	126 人（ 5.6%）
⑮ 官公署（国・自治体の機関）	49 人（ 2.2%）
⑯ その他	279 人（ 12.3%）

※ その他の主な内訳

・コールセンター	75 人（ 3.3%）
・学童保育	15 人（ 0.7%）
・引越し	12 人（ 0.5%）

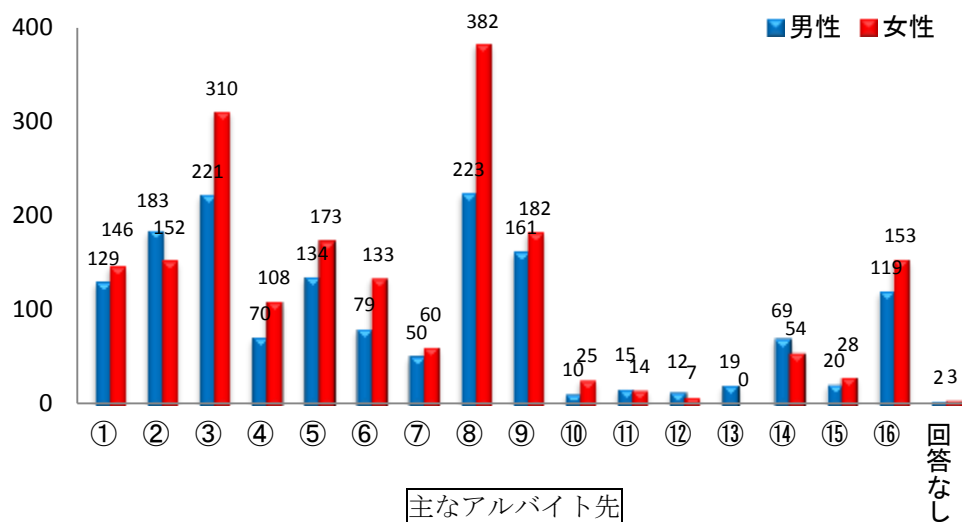
注）複数回答であるため、人数の合計は回答対象者（2271人）と一致しない。



〔2〕性別

アルバイト先を性別でみると、男性では「その他の飲食店」が最も高く、21.6%（233 人）、次いで、「その他の販売店」21.4%（211 人）、「スーパーマーケット」17.7%（183 人）、「学習塾」15.6%（161 人）、「居酒屋」13.0%（134 人）、女性においても「その他の飲食店」が最も多く 31.9%（382 人）、次いで、「その他の販売店」25.9%（310 人）、「学習塾」15.2%（182 人）、「居酒屋」14.4%（173 人）、「スーパーマーケット」12.7%（152 人）となっている。

業種	男性		女性		不明等	
①	129	12.5%	146	12.2%	6	18.2%
②	183	17.7%	152	12.7%	5	15.2%
③	221	21.4%	310	25.9%	7	21.2%
④	70	6.8%	108	9.0%	4	12.1%
⑤	134	13.0%	173	14.4%	1	3.0%
⑥	79	7.6%	133	11.1%	3	9.1%
⑦	50	4.8%	60	5.0%	0	0.0%
⑧	223	21.6%	382	31.9%	6	18.2%
⑨	161	15.6%	182	15.2%	5	15.2%
⑩	10	1.0%	25	2.1%	0	0.0%
⑪	15	1.5%	14	1.2%	0	0.0%
⑫	12	1.2%	7	0.6%	0	0.0%
⑬	19	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
⑭	69	6.7%	54	4.5%	3	9.1%
⑮	20	1.9%	28	2.3%	1	3.0%
⑯	119	11.5%	153	12.8%	7	21.2%
回答なし	2		3		0	

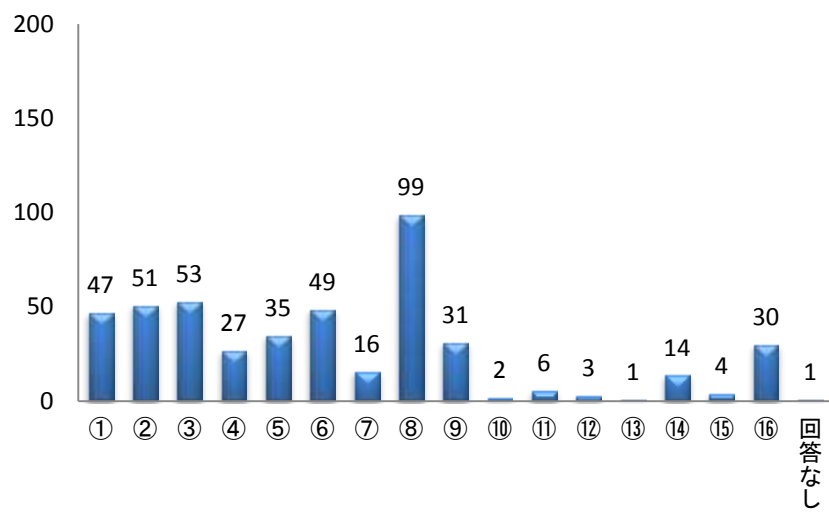


〔３〕 学年別

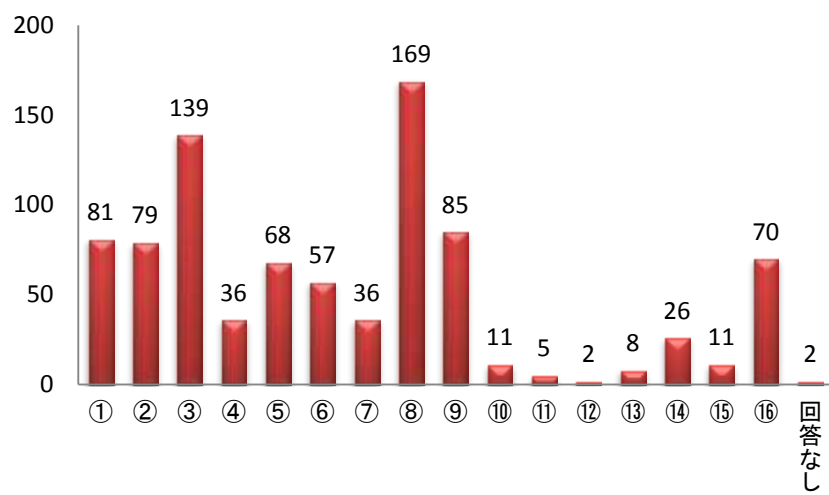
アルバイト先を学年別でみると、「全体」及び「性別」の結果と大きな相違はなく、「その他の飲食店」、「その他の販売店」が上位を占め、特徴的なところで、アルバイト先が「居酒屋」、「学習塾」と回答した割合は学年が上がるにつれて多くなっている。

業種	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		不明等	
①	47	13.7%	81	13.9%	50	10.9%	38	12.0%	65	11.6%
②	51	14.9%	79	13.5%	72	15.7%	49	15.5%	89	15.8%
③	53	15.5%	139	23.8%	128	27.8%	90	28.4%	128	22.7%
④	27	7.9%	36	6.2%	46	10.0%	27	8.5%	46	8.2%
⑤	35	10.2%	68	11.6%	71	15.4%	56	17.7%	78	13.9%
⑥	49	14.3%	57	9.8%	31	6.7%	27	8.5%	51	9.1%
⑦	16	4.7%	36	6.2%	21	4.6%	10	3.2%	27	4.8%
⑧	99	29.0%	169	28.9%	133	28.9%	78	24.6%	132	23.5%
⑨	31	9.1%	85	14.6%	85	18.5%	62	19.6%	85	15.1%
⑩	2	0.6%	11	1.9%	8	1.7%	7	2.2%	7	1.2%
⑪	6	1.8%	5	0.9%	7	1.5%	3	1.0%	8	1.4%
⑫	3	0.9%	2	0.3%	3	0.7%	5	1.6%	6	1.1%
⑬	1	0.3%	8	1.4%	2	0.4%	4	1.3%	4	0.7%
⑭	14	4.1%	26	4.5%	28	6.1%	25	7.9%	33	5.9%
⑮	4	1.2%	11	1.9%	13	2.8%	9	2.8%	12	2.1%
⑯	30	8.8%	70	12.0%	55	12.0%	47	14.8%	77	13.7%
回答無	1		2		0		1		1	

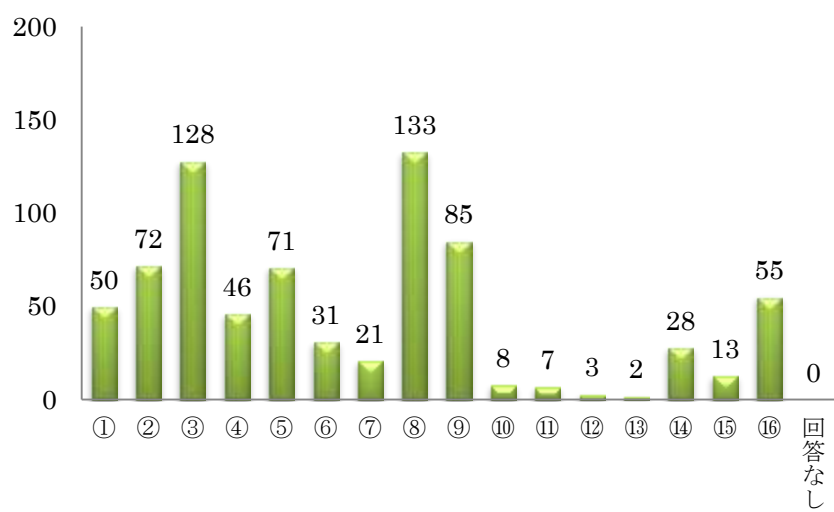
1 年次



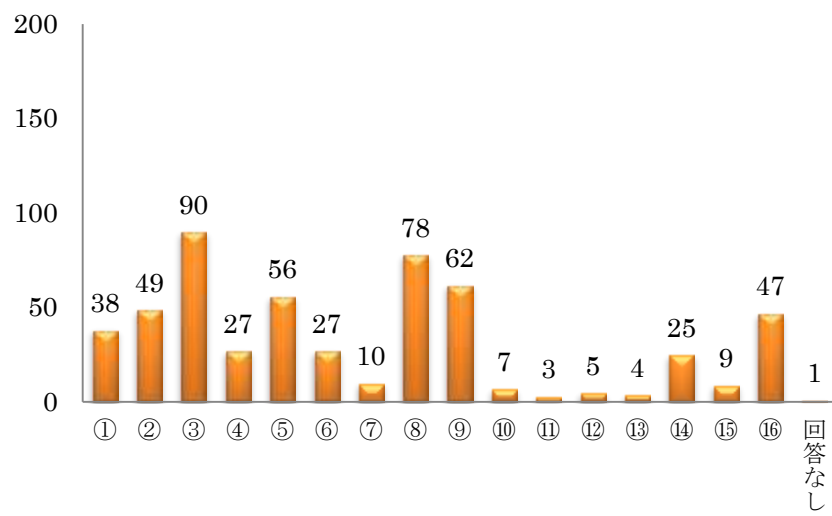
2 年次



3 年次



4 年次



問 4（アルバイト先の決定手段）

あなたはアルバイト先をどのようにして知りましたか。

- ① 知人・友人・身内の紹介 ② 大学等内の掲示 ③ 求人情報誌
④ 店頭の広告 ⑤ インターネット ⑥ その他（ ）

※ 複数回答有

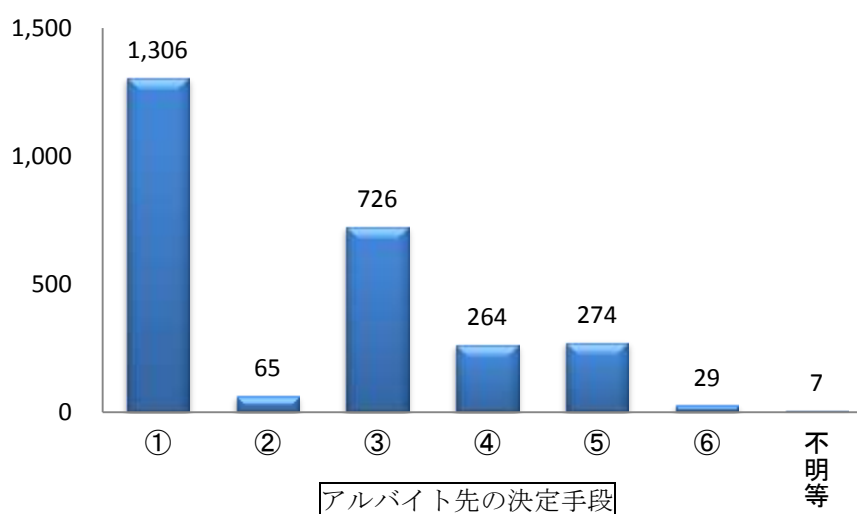
〔1〕 全体

回答があった者のうち、アルバイト先を決める手段として最も割合が高かったのは、「知人・友人・身内の紹介」で全体の約 6 割（57.7%（1,306 人））を占めた。次に多かったのは、「求人情報誌」で、32.1%（726 人）であった。

①	②	③	④	⑤	⑥	不明等
1,306	65	726	264	274	29	7
57.7%	2.9%	32.1%	11.7%	12.1%	1.3%	

※ 「その他」の回答例

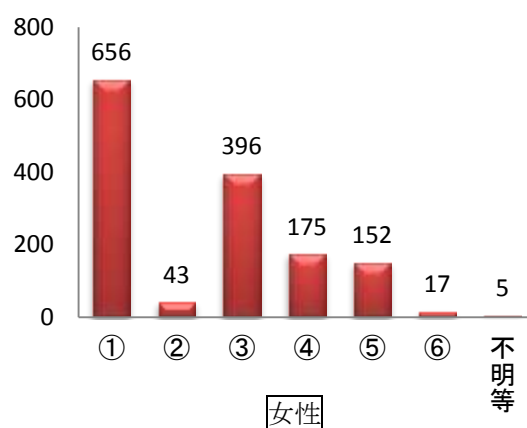
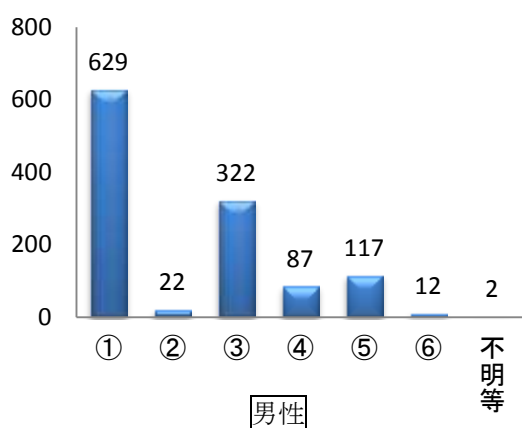
「もともと利用していた」、「店舗を見て興味があった」、「チラシ等で見た」など



〔2〕 性別

アルバイトを決める手段について性別でみると、全体の傾向とほぼ同じであったが、女性では、「知人・友人・身内の紹介」と回答した者の割合が男性より約 6 ポイント低く、逆に「店頭の広告」と回答した者の割合が男性より約 6 ポイント高かった。

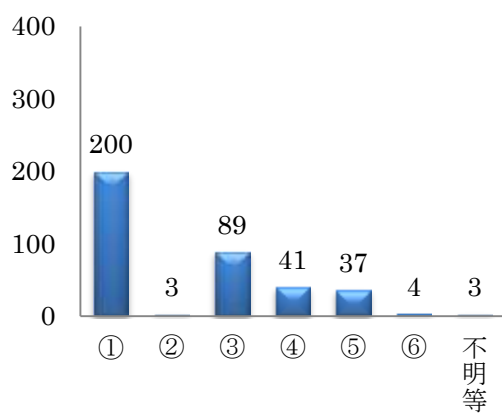
性別	①	②	③	④	⑤	⑥	不明等
男性	629	22	322	87	117	12	2
	60.8%	2.1%	31.1%	8.4%	11.3%	1.2%	
女性	656	43	396	175	152	17	5
	54.9%	3.6%	33.1%	14.6%	12.7%	1.4%	
不明等	21	0	8	2	5	0	0
	63.6%	0.0%	24.2%	6.1%	15.2%	0.0%	
合計	1,306	65	726	264	274	29	7



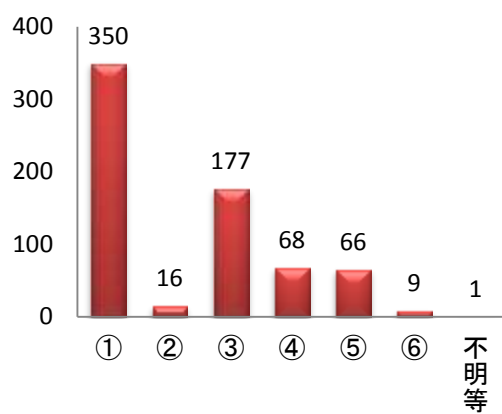
〔3〕 学年別

アルバイトを決める手段について学年別でみると、1年次から3年次までは全体の傾向とほぼ変わらなかったが、4年次においては、「知人・友人・身内の紹介」と回答した者の割合が他の学年と比べ低く、「求人情報誌」と回答した者の割合が他の学年より10ポイントほど高かった。

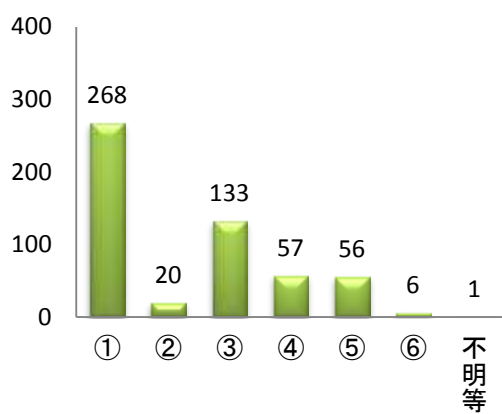
学年別	①	②	③	④	⑤	⑥	不明等
1年次	200	3	89	41	37	4	3
	58.8%	0.9%	26.2%	12.1%	10.9%	1.2%	
2年次	350	16	177	68	66	9	1
	59.8%	2.7%	30.3%	11.6%	11.3%	1.5%	
3年次	268	20	133	57	56	6	1
	58.4%	4.4%	29.0%	12.4%	12.2%	1.3%	
4年次	176	9	124	31	40	6	1
	55.5%	2.8%	39.1%	9.8%	12.6%	1.9%	
不明等	312	17	203	67	75	4	1
	55.4%	3.0%	36.1%	11.9%	13.3%	0.7%	
合計	1,306	65	726	264	274	29	7



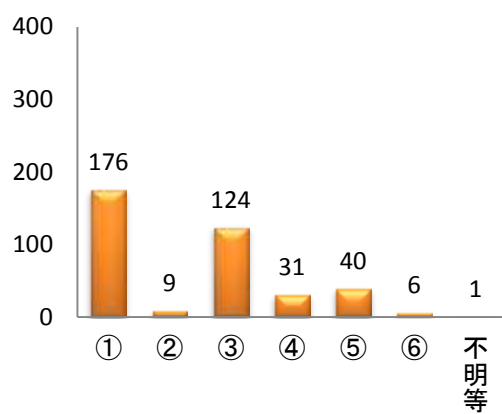
1 年次



2 年次



3 年次



4 年次

問5（1日当たりのアルバイト（労働）時間数）

実際に働く時間は1日どのくらいですか。（シフト）

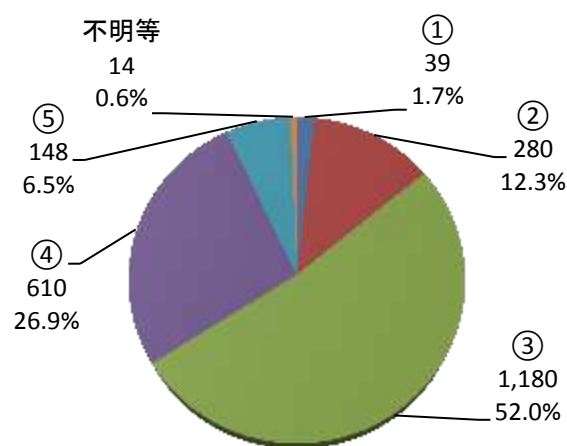
※ シフト勤務の場合は平均時間数、複数掛け持ちしている場合は合計時間数

- ① 2時間未満 ② 2時間～4時間未満 ③ 4時間～6時間未満
④ 6時間～8時間未満 ⑤ 8時間以上

〔1〕全体

1日当たりのアルバイト時間（労働時間）については、「4時間～6時間未満」と回答した者の割合が最も高く、全体の半数（52.0%（1,180人））を超え、1日のアルバイト時間が4時間以上と回答した者の割合は全体の85.4%を占めた。そのうち、1日の法定労働時間を超える「8時間以上」と回答した者が148人（6.5%）いた。

①	②	③	④	⑤	不明等
39	280	1,180	610	148	14
1.7%	12.3%	52.0%	26.9%	6.5%	0.6%

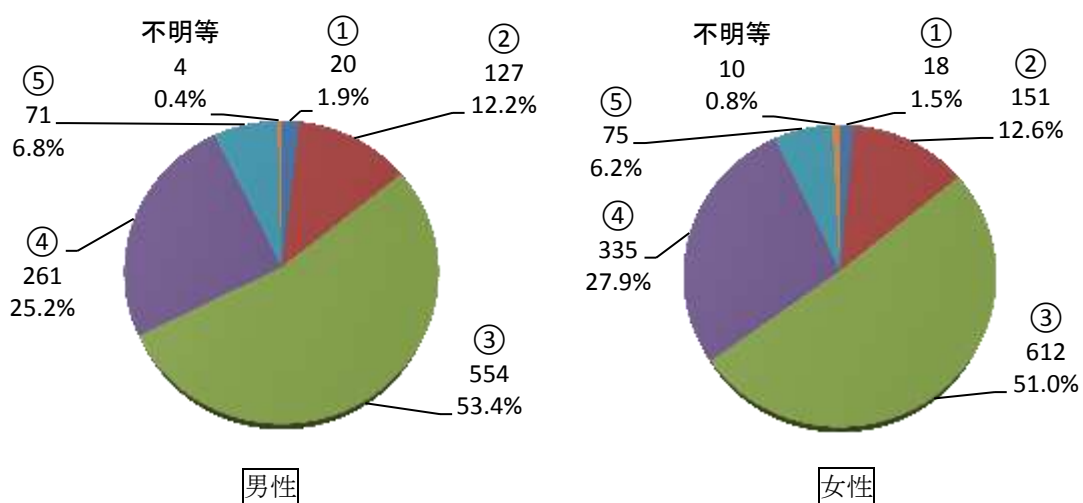


1日当たりのアルバイトの労働時間

〔2〕性別

1日のアルバイト時間数について性別でみると、男女とも「4時間～6時間未満」と回答した者の割合が最も高く、ともに半数以上を占めた。また、1日のアルバイト時間が4時間以上と回答した者の割合は男女ともに全体の約85%を占めた。そのうち、1日の法定労働時間である「8時間以上」と回答した者が男性で71人（6.9%）、女性で75人（6.2%）いた。

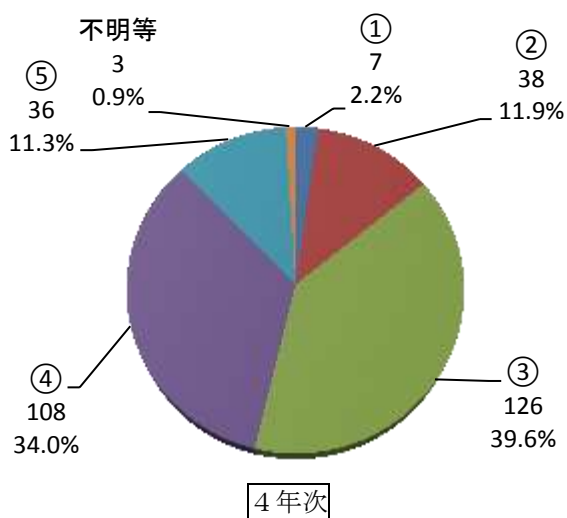
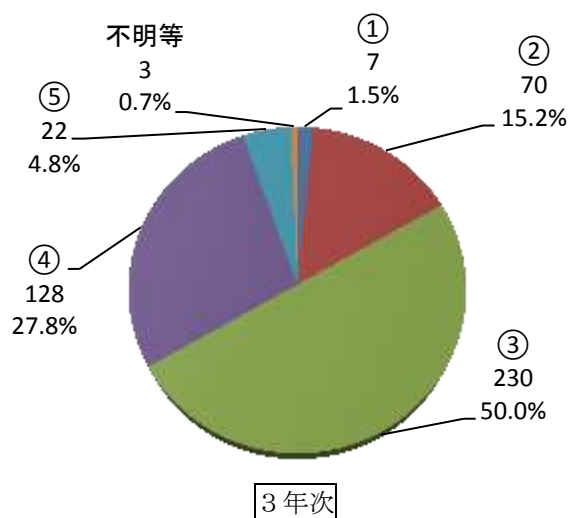
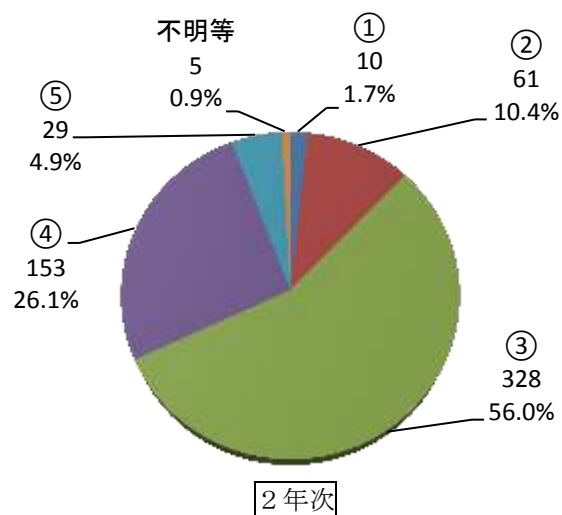
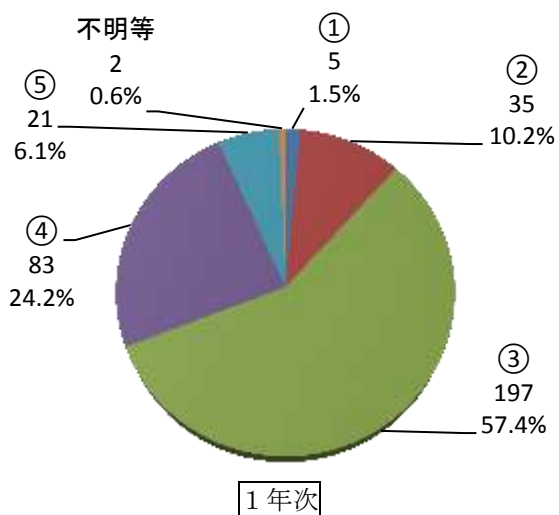
性別	①	②	③	④	⑤	不明等
男性	20	127	554	261	71	4
	1.9%	12.3%	53.4%	25.2%	6.9%	0.4%
女性	18	151	612	335	75	10
	1.5%	12.6%	51.0%	27.9%	6.2%	0.8%
不明等	1	2	14	14	2	0
	3.0%	6.1%	42.4%	42.4%	6.1%	0.0%
合計	39	280	1180	610	148	14



〔3〕 学年別

1日のアルバイト時間数について学年別でみると、各学年とも「4時間～6時間未満」と回答した者の割合が最も高く、1年次から3年次までは半数以上を占めるが、4年次においては、約4割となっている。また、1日のアルバイト時間が「6時間～8時間未満」と回答した者の割合は学年が上がるにつれて多くなっており、さらに、4年次においては、1日の法定労働時間である「8時間以上」と回答した者の割合が11.3%（36人）と各学年の中で最も高かった。

性別	①	②	③	④	⑤	不明等
1 年次	5	35	197	83	21	2
	1.5%	10.2%	57.4%	24.2%	6.1%	0.6%
2 年次	10	61	328	153	29	5
	1.7%	10.4%	56.0%	26.1%	5.0%	0.9%
3 年次	7	70	230	128	22	3
	1.5%	15.2%	50.0%	27.8%	4.8%	0.7%
4 年次	7	38	126	108	36	3
	2.2%	12.0%	39.6%	34.0%	11.3%	0.9%
不明等	10	76	299	138	40	1
	1.8%	13.5%	53.0%	24.5%	7.1%	0.2%
合計	39	280	1180	610	148	14



問 6 （1 週当たりのアルバイト日数）

1 週間の勤務日数はどのくらいですか。（シフト勤務の場合は平均日数）

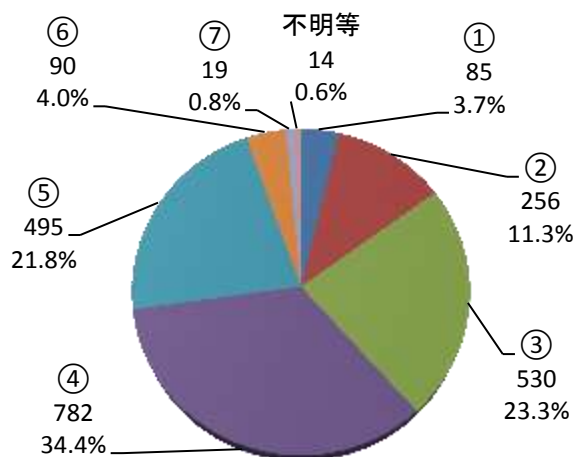
※ シフト勤務の場合は平均日数、複数掛け持ちしている場合は合計日数

- ① 1 日 ② 2 日 ③ 3 日 ④ 4 日
⑤ 5 日 ⑥ 6 日 ⑦ 毎日

〔1〕 全体

1 週当たりのアルバイト日数については、「4 日」と回答した者の割合が最も高く、全体の 34.4%であった。1 週の半数（4 日）以上アルバイトをすると回答した者の割合が全体の 6 割（60.2%）を超えた。また、少数ではあるが、「毎日」と回答した者が 19 人（0.8%）いた。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	不明等
85	256	530	782	495	90	19	14
3.7%	11.3%	23.3%	34.4%	21.8%	4.0%	0.8%	0.6%

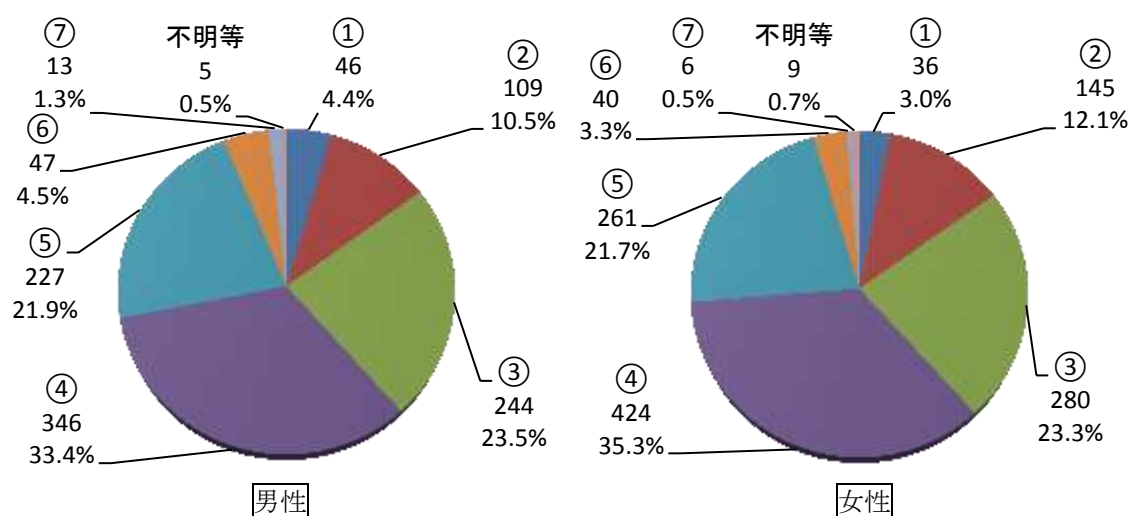


1 週間当たりのアルバイト日数

〔2〕 性別

1 週当たりのアルバイト日数について性別でみると、全体の傾向と同じで、男女とも「4 日」と回答した者の割合が最も高く、それぞれ 3 割を超えていた。1 週の半数（4 日）以上アルバイトをすると回答した者の割合は男女とも約 6 割であった。また、「毎日」と回答した者は、男性で 13 人（1.3%）、女性で 6 人（0.5%）いた。

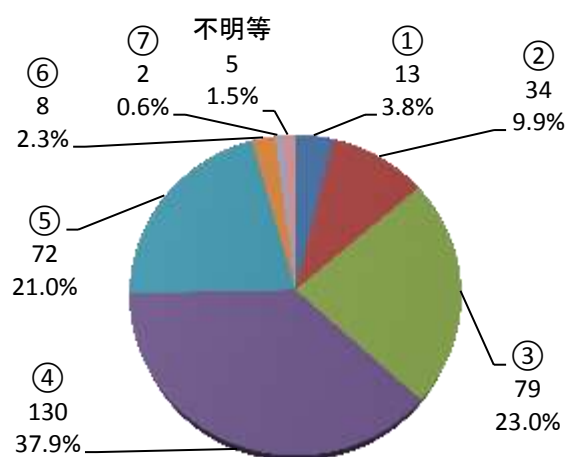
性別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	不明等
男性	46 4.4%	109 10.5%	244 23.5%	346 33.4%	227 21.9%	47 4.5%	13 1.3%	5 0.5%
女性	36 3.0%	145 12.1%	280 23.3%	424 35.3%	261 21.7%	40 3.3%	6 0.5%	9 0.8%
不明等	3 9.1%	2 6.1%	6 18.2%	12 36.4%	7 21.2%	3 9.1%		0 0.0%
合計	85	256	530	782	495	90	19	14



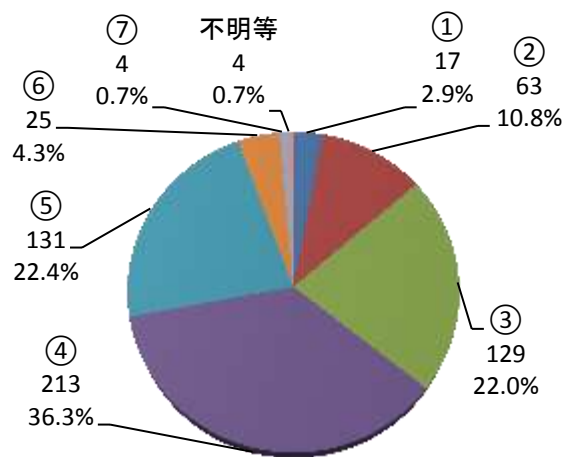
〔3〕 学年別

1週当たりのアルバイト日数について学年別でみると、全体の傾向と同じで、各学年ともに「4日」と回答した者の割合が最も高く、1年次が全体の37.9%、2年次が36.4%、3年次が33.7%、4年次が34.0%であった。1週の半数（4日）以上アルバイトをすると回答した者の割合は、1年次から3年次までは各学年全体の6割を超えたが、4年次においては、学年全体の6割を若干下回る結果であった。また、アルバイト日数について「毎日」と回答した者の割合は、4年次が最も多く、学年全体の1.6%であった。

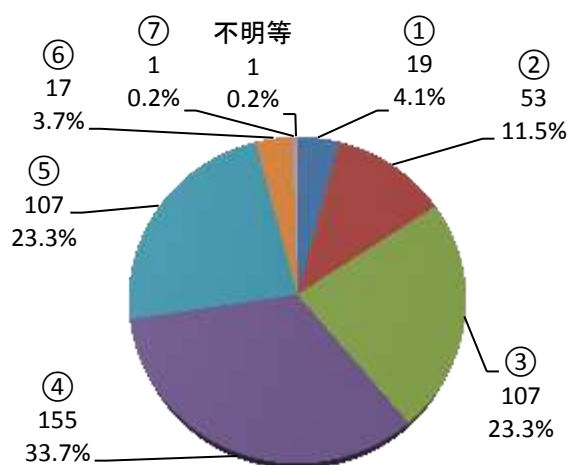
性別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	不明等
1 年次	13 3.8%	34 9.9%	79 23.0%	130 37.9%	72 21.0%	8 2.3%	2 0.6%	5 1.5%
2 年次	17 2.9%	63 10.8%	129 22.0%	213 36.4%	131 22.4%	25 4.3%	4 0.7%	4 0.7%
3 年次	19 4.1%	53 11.5%	107 23.3%	155 33.7%	107 23.3%	17 3.7%	1 0.2%	1 0.2%
4 年次	14 4.4%	34 10.7%	84 26.4%	108 34.0%	51 16.0%	20 6.3%	5 1.6%	2 0.6%
不明等	22 3.9%	72 12.8%	131 23.2%	176 31.2%	134 23.8%	20 3.6%	7 1.2%	2 0.4%
合計	85	256	530	782	495	90	19	14



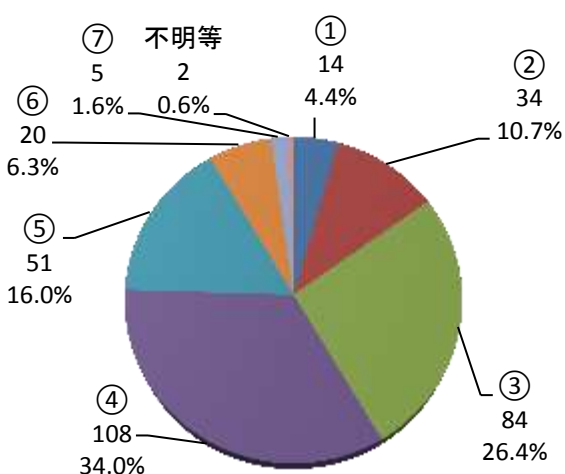
1 年次



2 年次



3 年次



4 年次

問 7（深夜勤務の有無）

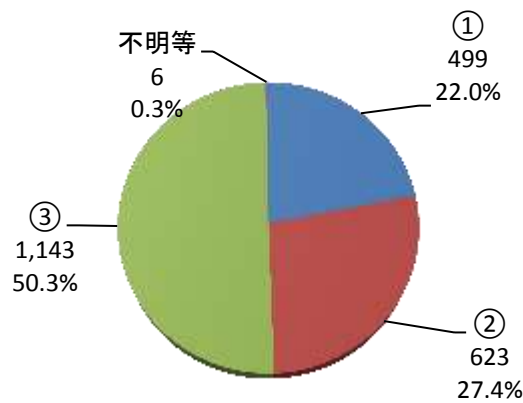
深夜時間帯（22時～翌朝5時）の勤務の有無

① 常態として有 ② 勤務のシフト等によって有 ③ 無

〔1〕 全体

深夜時間帯（22 時～翌朝 5 時）における勤務の有無については、「無」と回答した者の割合が最も高く、全体の 50.3%（1,143 人）であったが、一方、「常態として有」と回答した者が、全体の 22%（499 人）であった。

①	②	③	不明等
499	623	1,143	6
22.0%	27.4%	50.3%	0.3%

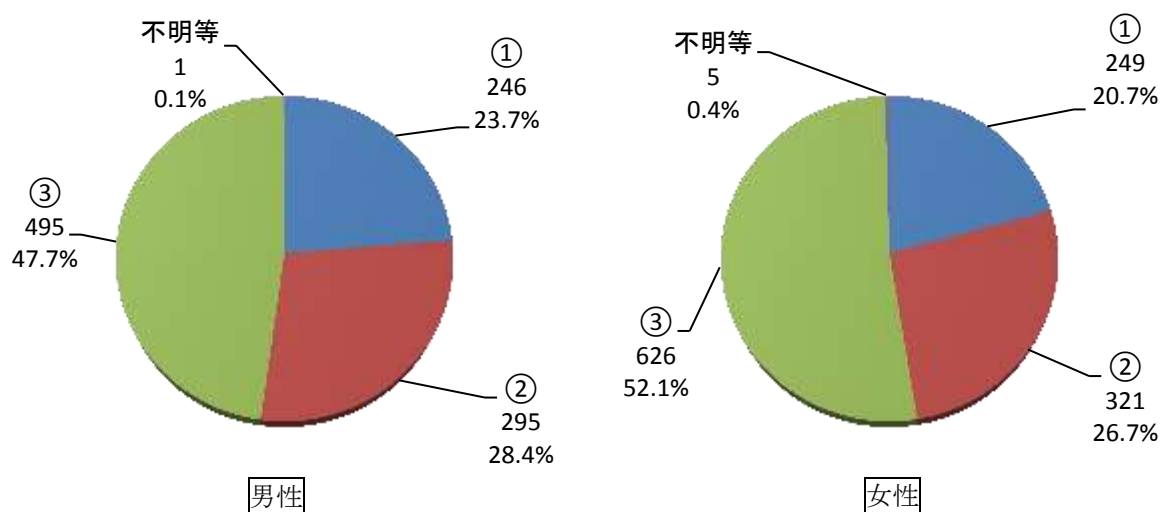


深夜時間帯の勤務の有無

〔2〕 性別

深夜時間帯（22 時～翌朝 5 時）における勤務の有無について、男女別に見てみると、全体と同じく、「無」と回答した者の割合が男女ともに最も高かったが、男性のほうが、深夜勤務が、「常態として有」、「勤務のシフト等によって有」と回答した者の割合が女性より多く、およそ 4 人に 1 人が「常態として有」と回答し、「勤務のシフト等によって有」と合わせ、深夜勤務が有と回答した者の割合は、全体の 5 割を超えていた。（52.2%（541 人））

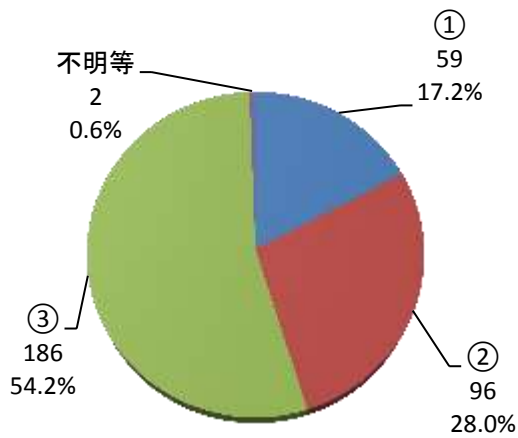
性別	①	②	③	不明等
男性	246	295	495	1
	23.7%	28.5%	47.7%	0.1%
女性	249	321	626	5
	20.7%	26.7%	52.1%	0.4%
不明等	4	7	22	0
	12.1%	21.2%	66.7%	0.0%
合計	499	623	1,143	6



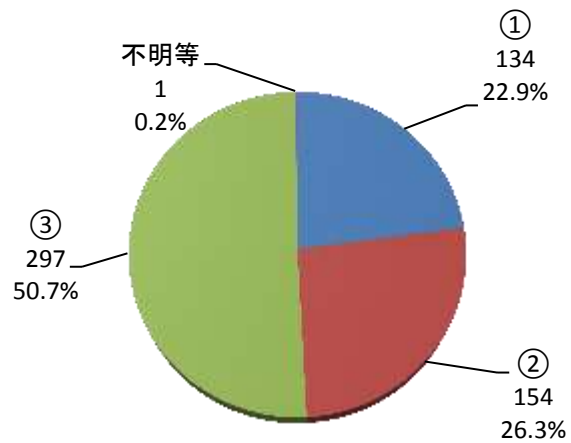
〔3〕 学年別

深夜時間帯（22 時～翌朝 5 時）における勤務の有無について、学年別に見てみると、全体と同じく、各学年ともに「無」と回答した者の割合が最も高く、1 年次においてその割合が最も高かった。深夜勤務が、「常態として有」と回答した者の割合は、2 年次、3 年次、4 年次、1 年次の順に多かった。

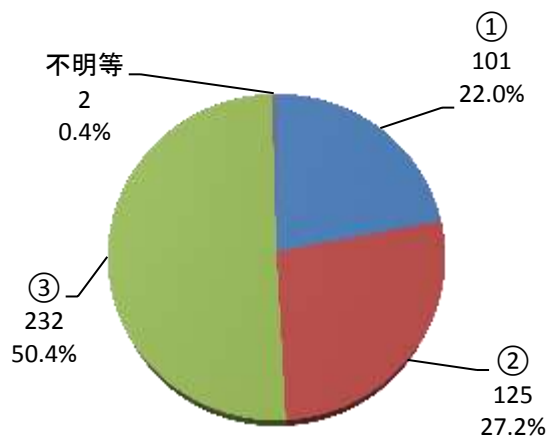
性別	①	②	③	不明等
1 年次	59	96	186	2
	17.2%	28.0%	54.2%	0.6%
2 年次	134	154	297	1
	22.9%	26.3%	50.7%	0.2%
3 年次	101	125	232	2
	22.0%	27.2%	50.4%	0.4%
4 年次	65	92	161	0
	20.4%	28.9%	50.6%	0.0%
不明等	140	156	267	1
	24.8%	27.7%	47.3%	0.2%
合計	499	623	1,143	6



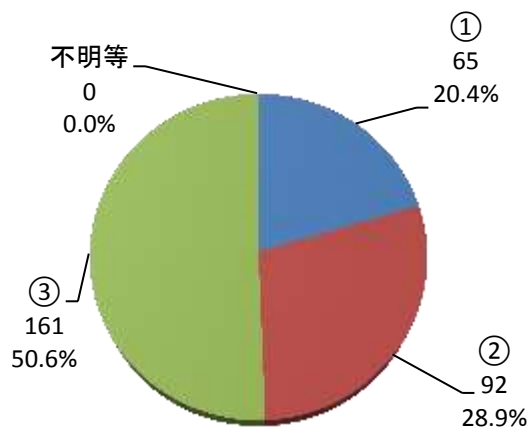
1 年次



2 年次



3 年次



4 年次

問 8（労働条件の明示等）

あなたがアルバイトをする際に、自分の賃金や労働時間などの労働条件はどのようにして知りましたか。

- ① 働く前に全く説明はなかった。（働いた後に初めて知った。又は求人情報のみ含む）
- ② 働く前に口頭で知らされた。
- ③ 働く前に会社から労働条件が記載された書面（雇入通知書、就業規則等）を渡され、知らされた。
- ④ その他（ ）

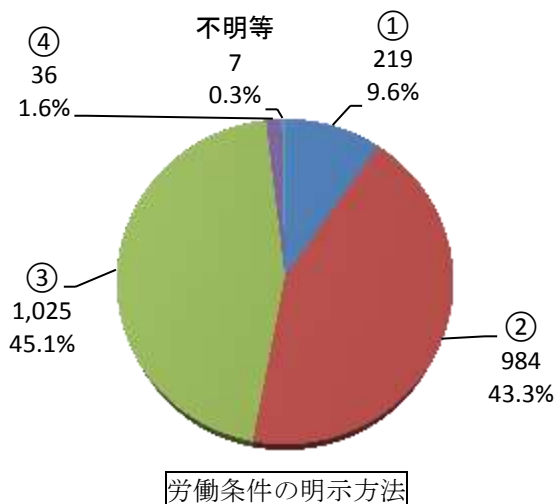
〔1〕 全体

アルバイトを行う前に働く条件（労働条件）をどのように知ったかの設問に対して、書面での明示または口頭で知らされたと回答した者の割合が全体の88.4%（2,009人）であったが、法令で義務付けられている書面での明示を受けたと回答した者の割合は45.1%（1,025人）にすぎなかった。また、賃金や労働時間など自らの労働条件について、働く前に全く知らなかったと回答した者が全体の9.6%（219人）であった。

①	②	③	④	不明等
219	984	1,025	36	7
9.6%	43.3%	45.1%	1.6%	0.3%

※「その他」の回答例

「知人・友人から聞いた」、「求人情報誌・広告等」、「インターネット」など

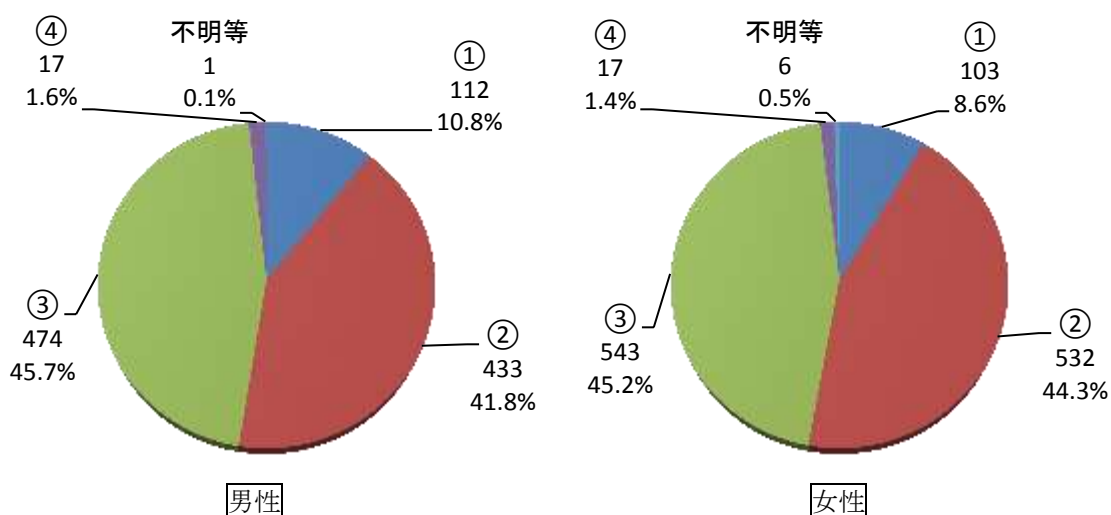


〔2〕 性別

アルバイトを行う前に働く条件（労働条件）をどのように知ったかの設問に対して、男女別にみると、書面での明示または口頭で知らされたと回答した者の割合が男性で87.5%（907人）、女性で全体の89.5%（1,075人）、法令

で義務付けられている書面での明示を受けたと回答した者の割合は男性が45.7%（474人）、女性が45.2%（543人）とほぼ同じであった。また、賃金や労働時間など自らの労働条件について、働く前に全く知らなかったと回答した者の割合が男性で10.8%（112人）、女性で8.6%（103人）であった。

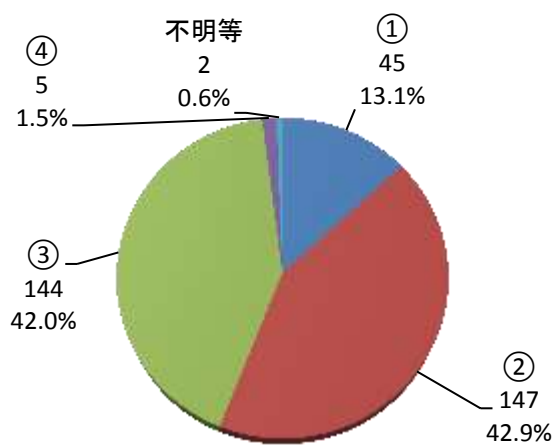
性別	①	②	③	④	不明等
男性	112	433	474	17	1
	10.8%	41.8%	45.7%	1.6%	0.1%
女性	103	532	543	17	6
	8.6%	44.3%	45.2%	1.4%	0.5%
不明等	4	19	8	2	0
	12.1%	57.6%	24.2%	6.1%	0.0%
合計	219	984	1,025	36	7



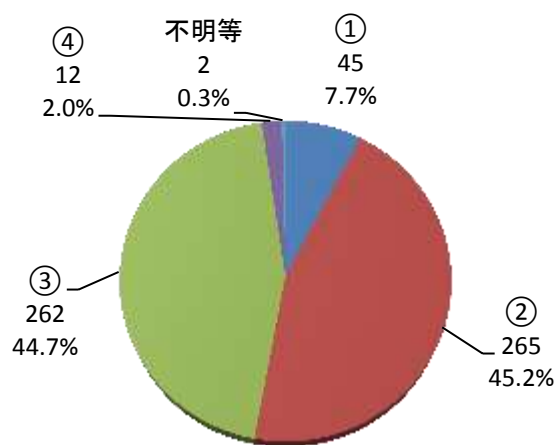
〔3〕 学年別

アルバイトを行う前に働く条件（労働条件）をどのように知ったかの設問に対して、学年別にみると、書面での明示または口頭で知らされたと回答した者の割合が1年次で84.9%（291人）、2年次で89.9%（527人）、3年次で90.2%（415人）、4年次で88.4%（281人）となっており、法令で義務付けられている書面での明示を受けたと回答した者の割合は1年次で42.0%（144人）、2年次で44.7%（262人）、3年次で46.1%（212人）、4年次で50.3%（160人）で学年が進むにつれ、高くなっており、逆に、賃金や労働時間など自らの労働条件について、働く前に全く知らなかったと回答した者の割合は1年次が13.1%（45人）で最も高かった。

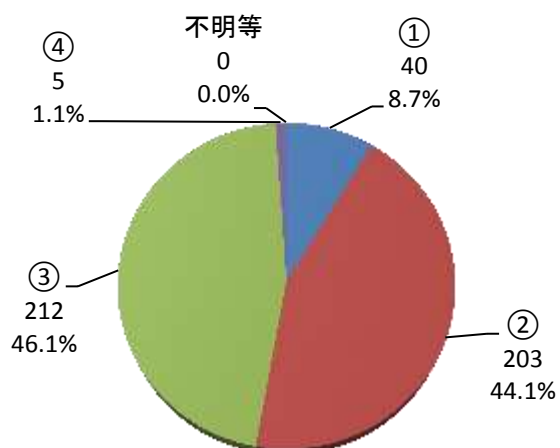
性別	①	②	③	④	不明等
1 年次	45	147	144	5	2
	13.1%	42.9%	42.0%	1.5%	0.6%
2 年次	45	265	262	12	2
	7.7%	45.2%	44.7%	2.1%	0.3%
3 年次	40	203	212	5	0
	8.7%	44.1%	46.1%	1.1%	0.0%
4 年次	31	121	160	6	0
	9.8%	38.1%	50.3%	1.9%	0.0%
不明等	58	248	247	8	3
	10.3%	44.0%	43.8%	1.4%	0.5%
合計	219	984	1,025	36	7



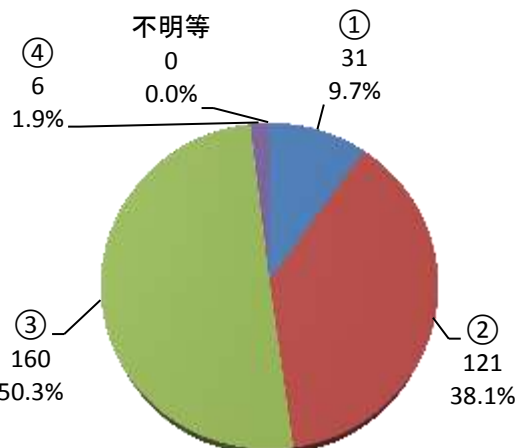
1 年次



2 年次



3 年次



4 年次

問 9（労働条件の明示の内容）

【問 8 で②～④と回答した方へ】

あなたが働く前に具体的に知らされた労働条件は何ですか。あてはまるものすべてを選択してください。

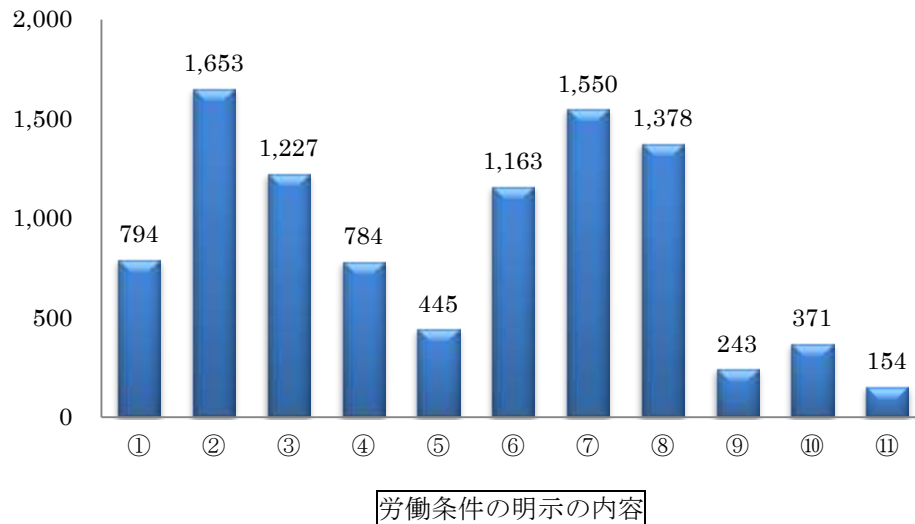
- | | |
|--|------------------------|
| ① アルバイトの契約期間 | ② 勤務場所・業務内容 |
| ③ 勤務を始める時刻及び勤務終了の時刻 | |
| ④ 休憩時間 | ⑤ 当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無 |
| ⑥ 勤務する日（例えば、毎週○曜日或いは週何日でシフト表によるなど） | |
| ⑦ 賃金の額（時給〇〇円、日給△△円、月給□□円など）、賃金の締日及び支払日 | |
| ⑧ 賃金の支払方法（振込或いは現金払など） | ⑨ 年次有給休暇の有無 |
| ⑪ 退職に関する事項（自己都合退職の手続き、解雇事由等） | |
| ⑫ 覚えていない | |

（注） アンケート作成時に問 9 の選択肢⑩が欠落していたため、アンケート時の選択肢⑪及び⑫を繰り上げて、選択肢⑩及び⑪として集計した。

〔1〕 全体

アルバイトを行う前に働く条件（労働条件）について、事前に説明がなかったと回答した者以外（2,052 人）について、どのような内容を知らされたか設問したところ、「覚えていない」を除く回答があった者（1,898 人）のうち、示された労働条件の割合が高い項目は、「勤務場所・業務内容」の 87.1%（1,653 人）、次いで「賃金の額、賃金の締日及び支払日」81.7%（1,550 人）、「賃金の支払方法」72.6%（1,378 人）の順であった。逆に低い項目は、「年次有給休暇の有無」12.8%（243 人）、「退職に関する事項」19.6%（371 人）、「当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無」23.5%（445 人）であった。

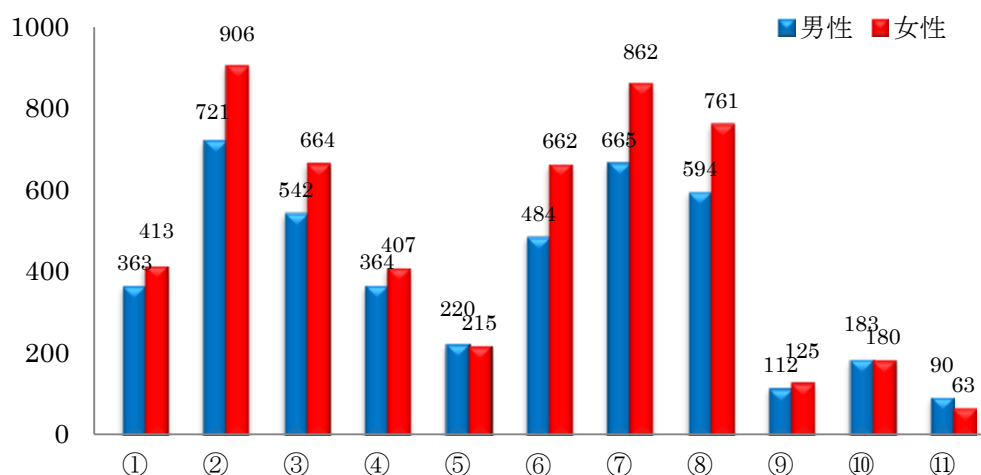
① アルバイトの契約期間	794 人（ 41.8%）
② 勤務場所・業務内容	1,653 人（ 87.1%）
③ 勤務を始める時刻及び勤務終了の時刻	1,227 人（ 64.7%）
④ 休憩時間	784 人（ 41.3%）
⑤ 当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無	445 人（ 23.5%）
⑥ 勤務する日	1,163 人（ 61.3%）
⑦ 賃金の額、賃金の締日及び支払日	1,550 人（ 81.7%）
⑧ 賃金の支払方法	1,378 人（ 72.6%）
⑨ 年次有給休暇の有無	243 人（ 12.8%）
⑩ 退職に関する事項	371 人（ 19.6%）
⑪ 覚えていない	154 人



〔２〕性別

知らされた労働条件について、男女別でみると、男性では示された労働条件の割合が高い順に「勤務場所・業務内容」の 86.4%（721 人）、次いで「賃金の額、賃金の締日及び支払日」79.6%（665 人）、「賃金の支払方法」71.1%（594 人）の順であった。逆に低い順で、「年次有給休暇の有無」13.4%（112 人）、「退職に関する事項」21.9%（183 人）、「当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無」26.4%（220 人）であった。女性では示された労働条件の割合の高い順に「勤務場所・業務内容」の 87.5%（906 人）、次いで「賃金の額、賃金の締日及び支払日」83.3%（862 人）、「賃金の支払方法」73.5%（761 人）の順であった。逆に低い順で、「年次有給休暇の有無」12.1%（125 人）、「退職に関する事項」17.4%（180 人）、「当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無」20.8%（215 人）で同じであった。そのうち、「当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無」については、男性が女性より約 6 ポイント高く、「勤務する日」については、女性が男性より約 6 ポイント高かった。

	男性		女性		不明等	
①	363	43.5%	413	39.9%	18	64.3%
②	721	86.4%	906	87.5%	26	92.9%
③	542	64.9%	664	64.2%	21	75.0%
④	364	43.6%	407	39.3%	13	46.4%
⑤	220	26.4%	215	20.8%	10	35.7%
⑥	484	58.0%	662	64.0%	17	60.7%
⑦	665	79.6%	862	83.3%	23	82.1%
⑧	594	71.1%	761	73.5%	23	82.1%
⑨	112	13.4%	125	12.1%	6	21.4%
⑩	183	21.9%	180	17.4%	8	28.6%
⑪	90		63		1	

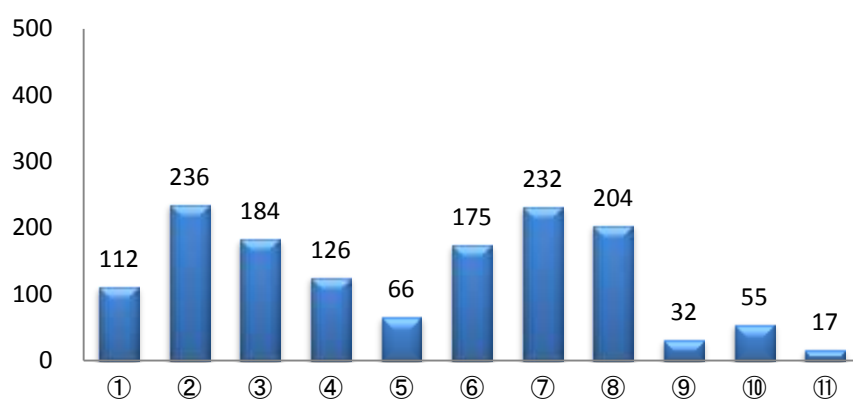


〔3〕 学年別

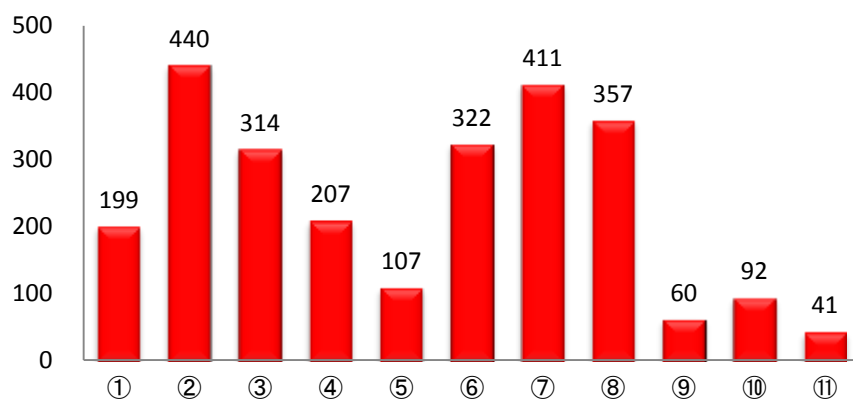
知らされた労働条件について、学年別でみると、各学年ともに示された労働条件の割合の高い順は、「勤務場所・業務内容」、次いで「賃金の額、賃金の締日及び支払日」、「賃金の支払方法」の順であった。逆に低い順では、「年次有給休暇の有無」、「退職に関する事項」、「当初の勤務時間を超える労働（残業）の有無」で全体と同じであった。各学年とも各項目別に大きな差異はなかったが、そのうち、「アルバイトの契約期間」、「賃金の支払方法」については、3、4年次が1，2年次より割合が高く、「勤務場所・業務内容」については、1年次が他の学年より低かった。

	1年次		2年次		3年次		4年次		不明等	
①	112	39.9%	199	39.8%	177	44.5%	116	44.6%	190	41.4%
②	236	84.0%	440	88.0%	355	89.2%	230	88.5%	392	85.4%
③	184	65.5%	314	62.8%	271	68.1%	166	63.9%	292	63.6%
④	126	44.8%	207	41.4%	160	40.2%	117	45.0%	174	37.9%
⑤	66	23.5%	107	21.4%	100	25.1%	65	25.0%	107	23.3%
⑥	175	62.3%	322	64.4%	245	61.6%	152	58.5%	269	58.6%
⑦	232	82.6%	411	82.2%	334	83.9%	214	82.3%	359	78.2%
⑧	204	72.6%	357	71.4%	309	77.6%	199	76.5%	309	67.3%
⑨	32	11.4%	60	12.0%	60	15.1%	31	11.9%	60	13.1%
⑩	55	19.6%	92	18.4%	85	21.4%	45	17.3%	94	20.5%
⑪	17		41		22		27		47	

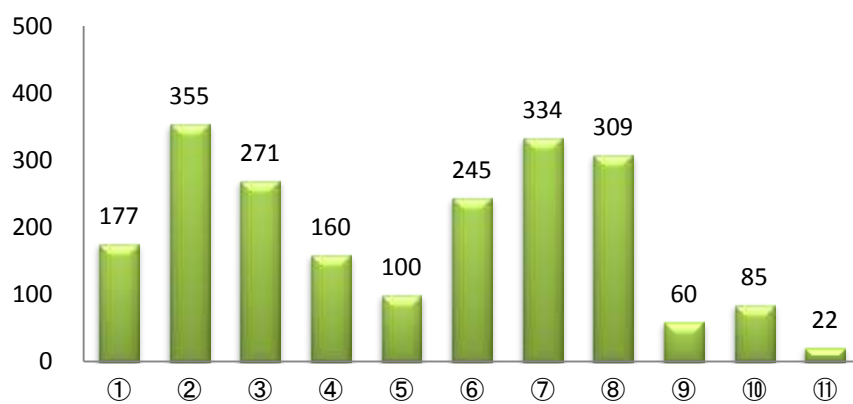
1 年次



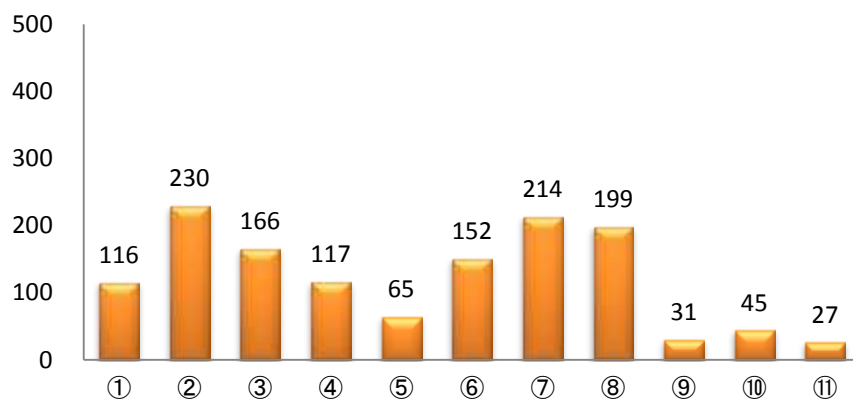
2 年次



3 年次



4 年次



問 10（トラブルの有無及びその内容）

アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか
（複数回答可）

- ① 採用時に約束した仕事以外の仕事をさせられた。
- ② 採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた。
- ③ 一方的に急なシフト変更を命じられた。
- ④ 採用時に約束した賃金額（時給単価など）より実際に支払われた額が低かった。
- ⑤ 働いた分の賃金が全額支払われなかった。
- ⑥ 時間外労働や休日労働、深夜労働について割増賃金が支払われなかった。
- ⑦ 賃金が所定支払日に支払われなかった。
- ⑧ 何らか（物損、遅刻、欠勤等）のペナルティとして不当に高額の手当、罰金を求められた。（賃金から一方的に天引きされた）
- ⑨ 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった。
- ⑩ 仕事上のけがの治療費を自己負担させられた。
- ⑪ 商品やサービスの買い取りをさせられた。（賃金から一方的に控除された）
- ⑫ 暴力や嫌がらせを受けた。
- ⑬ 退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった。
- ⑭ 会社の都合で一方的に解雇された。
- ⑮ その他（ ）
- ⑯ 労働条件上の不当な扱いはなかった。

〔1〕 全体

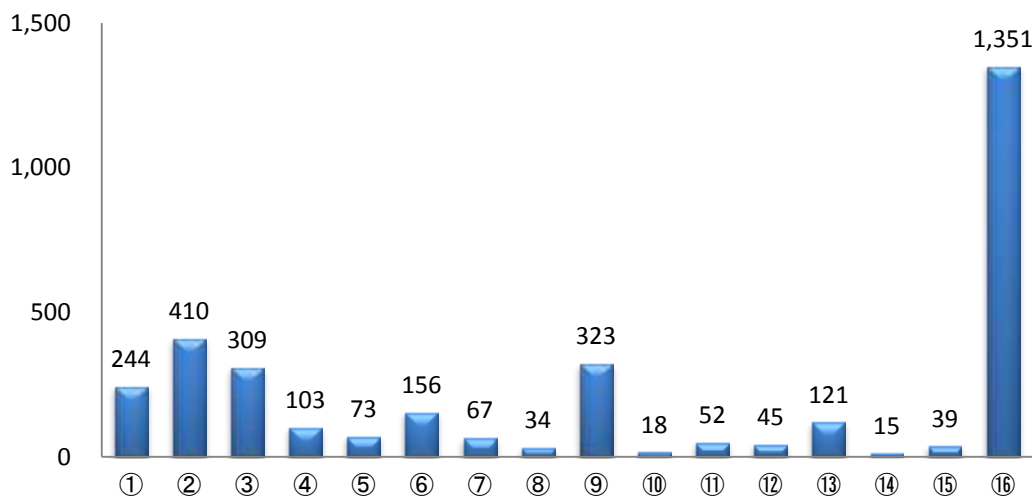
アルバイトをして、不当な扱い等何らかのトラブルがあったかの設問に対して、最も回答の多かったのは、「労働条件上の不当な扱いはなかった」（59.5%、1351人）であったが、何らかのトラブルがあったと回答した者の割合は全体の40.5%（920人）であった。

何らかのトラブルがあったと回答した者のうち、最も多かった選択肢は、「採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた」で410人（44.6%）、次いで「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」323人（35.1%）、「一方的に急なシフト変更を命じられた」309人（33.6%）の順であった。

また、「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」のほか、「働いた分の賃金が全額支払われなかった」73人（7.9%）、「時間外労働や休日労働、深夜労働について割増賃金が支払われなかった」156人（17.0%）など、法令違反が疑われる選択肢の回答も多く認められた。

- ① 採用時に約束した仕事以外の仕事をさせられた。 244人（ 26.5%）
- ② 採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた。 410人（ 44.6%）

- | | |
|---|---------------------|
| ③ 一方的に急なシフト変更を命じられた。 | 309 人 (33.6%) |
| ④ 採用時に約束した賃金額（時給単価など）より実際に支払われた額が低かった。 | 103 人 (11.2%) |
| ⑤ 働いた分の賃金が全額支払われなかった。 | 73 人 (7.9%) |
| ⑥ 時間外労働や休日労働、深夜労働について割増賃金が支払われなかった。 | 156 人 (17.0%) |
| ⑦ 賃金が所定支払日に支払われなかった。 | 67 人 (7.3%) |
| ⑧ 何らか（物損、遅刻、欠勤等）のペナルティとして不当に高額の手当、罰金を求められた。（賃金から一方的に天引きされた） | 34 人 (3.7%) |
| ⑨ 1 日に労働時間が 6 時間を超えても休憩時間がなかった。 | 323 人 (35.1%) |
| ⑩ 仕事上のけがの治療費を自己負担させられた。 | 18 人 (2.0%) |
| ⑪ 商品やサービスの買い取りをさせられた。（賃金から一方的に控除された） | 52 人 (5.7%) |
| ⑫ 暴力や嫌がらせを受けた。 | 45 人 (4.9%) |
| ⑬ 退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった。 | 121 人 (13.2%) |
| ⑭ 会社の都合で一方的に解雇された。 | 15 人 (1.6%) |
| ⑮ その他 | 39 人 (4.2%) |
| ※ その他の主な回答例 | |
| ・ 希望に沿わない異動があった。 | 6 人 (0.7%) |
| ・ 不当な長時間労働があった。 | 5 人 (0.5%) |
| ・ 有給休暇が取得できなかった。 | 3 人 (0.3%) |
| ⑯ 労働条件上の不当な扱いはなかった。 | 1,351 人 《全体の 59.5%》 |



トラブルの有無及びその内容

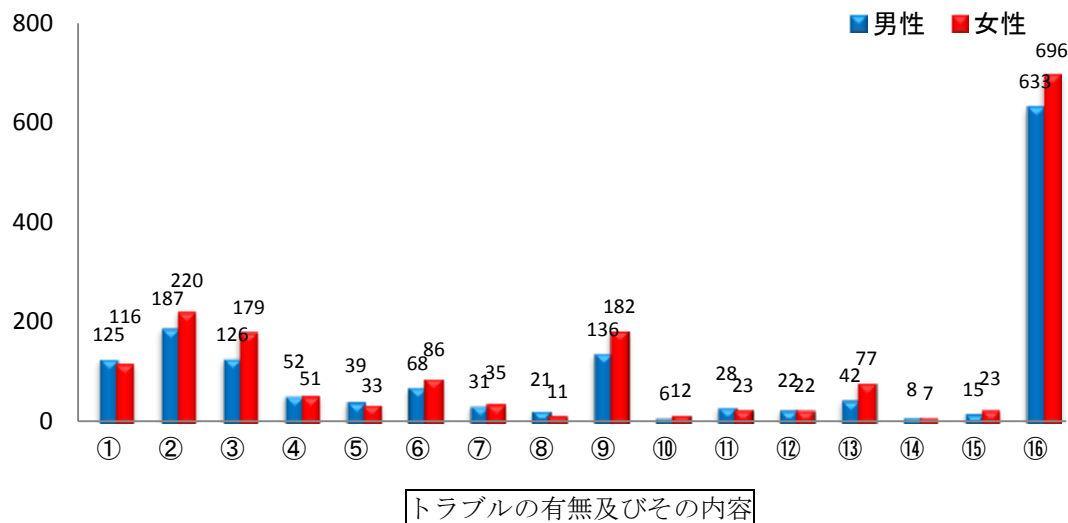
〔２〕性別

アルバイトをして、不当な扱い等何らかのトラブルがあったかについて、男女別にみると、男女ともに最も多かった選択肢は、「労働条件上の不当な扱いはなかった」であったが、何らかのトラブルがあったと回答した者の割合は男性が 39.0%（404 人）、女性が 42.0%（505 人）であった。

何らかのトラブルがあったと回答した者のうち、最も多かった選択肢は、男女ともに、「採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた」で 187 人（46.3%）、220 人（43.6%）、次いで「１日に労働時間が６時間を超えても休憩時間がなかった」136 人（33.7%）、182 人（36.0%）「一方的に急なシフト変更を命じられた」126 人（31.2%）、179 人（35.5%）の順で性別での特徴はみられなかった。選択肢ごとでは、「採用時に約束した仕事以外の仕事をさせられた」と回答した男性の割合が女性より約 8 ポイント高く、「退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった」と回答した女性の割合が男性より約 5 ポイント高かった。

	男性		女性		不明等	
①	125	30.9%	116	23.0%	3	27.3%
②	187	46.3%	220	43.6%	3	27.3%
③	126	31.2%	179	35.5%	4	36.4%
④	52	12.9%	51	10.1%	0	0.0%
⑤	39	9.7%	33	6.5%	1	9.1%
⑥	68	16.8%	86	17.0%	2	18.2%
⑦	31	7.7%	35	6.9%	1	9.1%
⑧	21	5.2%	11	2.2%	2	18.2%
⑨	136	33.7%	182	36.0%	5	45.5%
⑩	6	1.5%	12	2.4%	0	0.0%
⑪	28	6.9%	23	4.6%	1	9.1%
⑫	22	5.5%	22	4.4%	1	9.1%
⑬	42	10.4%	77	15.3%	2	18.2%
⑭	8	2.0%	7	1.4%	0	0.0%
⑮	15	3.7%	23	4.6%	1	9.1%
⑯	633	(61.0%)	696	(58.0%)	22	

※ 上表（）は、アルバイトをしたことがある男性 1,037 人、女性 1,201 人に対する割合を示す。



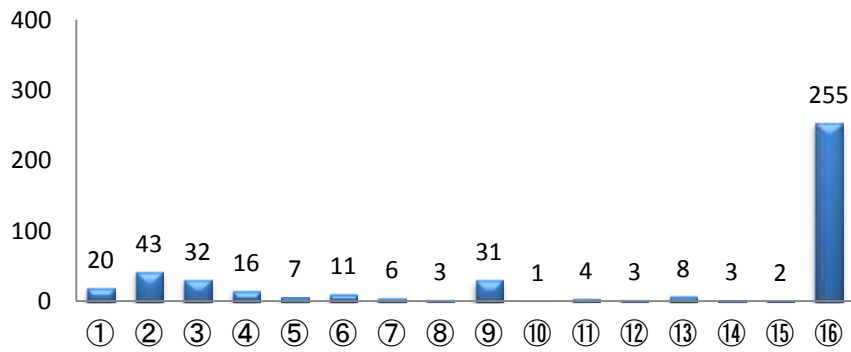
〔3〕 学年別

アルバイトをして、不当な扱い等何らかのトラブルがあったかについて、学年別にみると、各学年ともに最も多かった選択肢は、「労働条件上の不当な扱いはなかった」であったが、何らかのトラブルがあったと回答した者の割合は1年次で25.7% (88人)、2年次で40.1% (239人)、3年次で50.0% (230人)、4年次で43.7% (139人) であった。

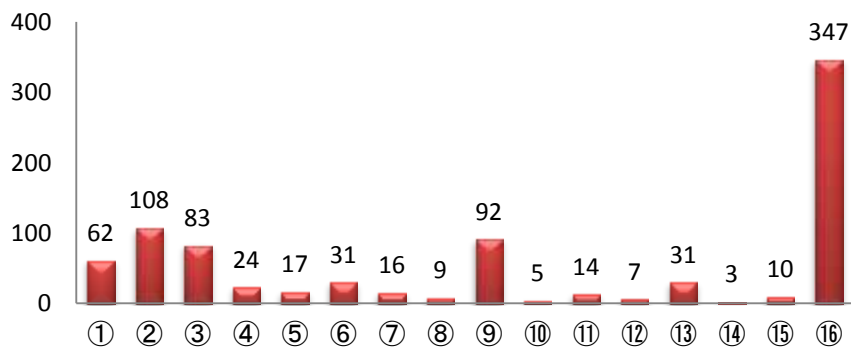
何らかのトラブルがあったと回答した者のうち、各学年とも最も多かった選択肢は、「採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた」で、全学年とも「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」、「一方的に急なシフト変更を命じられた」が2番目、3番目に回答が多かった。選択肢ごとの特徴として、「時間外労働や休日労働、深夜労働について割増賃金が支払われなかった」、「商品やサービスの買い取りをさせられた。(賃金から一方的に控除された)」、「退職を申し出ても(勤務先の都合を理由に)退職させてもらえなかった」とする事例が、学年が上がるにつれて割合が高くなっており、逆に、「採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた」、「一方的にシフト変更を命じられた」、「採用時に約束した賃金額(時給単価など)より実際に支払われた賃金が低かった」とする選択肢は、学年が上がるにつれて割合が低くなっている。

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		不明等	
①	20	22.7%	62	25.9%	57	24.8%	39	28.1%	66	29.5%
②	43	48.9%	108	45.2%	101	43.9%	61	43.9%	97	43.3%
③	32	36.4%	83	34.7%	77	33.5%	45	32.4%	72	32.1%
④	16	18.2%	24	10.0%	22	9.6%	12	8.6%	29	13.0%
⑤	7	8.0%	17	7.1%	15	6.5%	16	11.5%	18	8.0%
⑥	11	12.5%	31	13.0%	43	18.7%	30	21.6%	41	18.3%
⑦	6	6.8%	16	6.7%	16	7.0%	11	7.9%	18	8.0%
⑧	3	3.4%	9	3.8%	7	3.0%	6	4.3%	9	4.0%
⑨	31	35.2%	92	38.5%	78	33.9%	42	30.2%	80	35.7%
⑩	1	1.1%	5	2.1%	2	0.9%	3	2.2%	7	3.1%
⑪	4	4.6%	14	5.9%	14	6.1%	12	8.6%	8	3.6%
⑫	3	3.4%	7	2.9%	12	5.2%	11	7.9%	12	5.4%
⑬	8	9.1%	31	13.0%	30	13.0%	19	13.7%	33	14.7%
⑭	3	3.4%	3	1.3%	7	3.0%	1	0.7%	1	0.5%
⑮	2	2.3%	10	4.2%	9	3.9%	9	6.5%	9	4.0%
⑯	255	(74.3%)	347	(59.2%)	230	(50.0%)	179	(43.7%)	340	

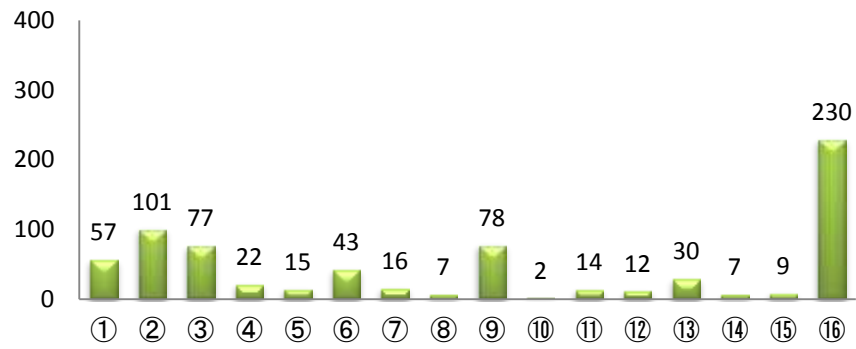
1 年次



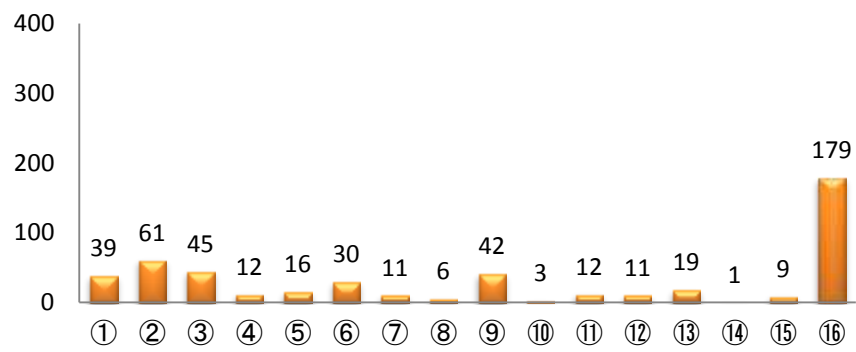
2 年次



3 年次



4 年次



問 11（困ったときの対応方法等）

労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。

（複数回答可）

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ① 知人・友人に相談 | ② 学校や職場の先輩に相談 |
| ③ 家族に相談 | ④ 大学に相談 |
| ⑤ 専門の相談窓口相談（ア 労働基準監督署 イ その他（ ）） | |
| ⑥ インターネットで調べた | ⑦ 自分で会社と話し合った |
| ⑧ そのアルバイトを辞めた | ⑨ 何もしなかった |
| ⑩ その他（ ） | |

〔1〕 全体

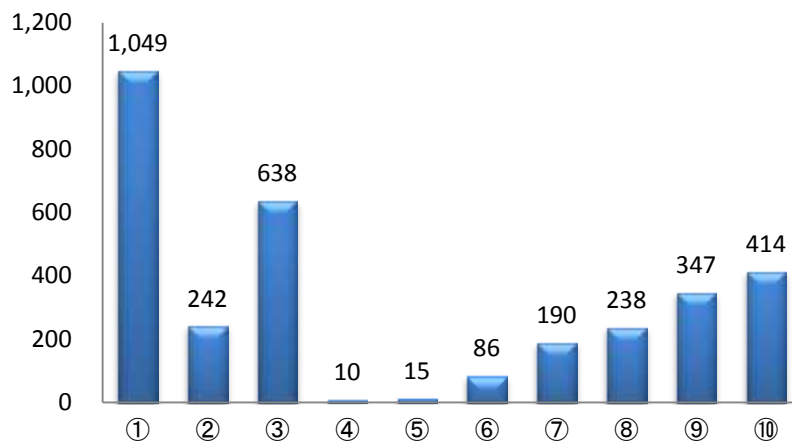
アルバイトをして、労働条件など何か困ったときの対応として、最も割合が高かったのは、「知人・友人に相談」と回答した者が全体の 46.2%（1,049 人）で、次いで「家族に相談」の 28.1%（638 人）であった。

困ったことがあっても「何もしなかった」と回答した者の割合が 15.3%（347 人）おり、「そのアルバイトを辞めた」と回答した者の割合も 10.5%（238 人）あった。また、労働基準監督署など「専門の相談窓口相談」と回答した者の割合は、0.7%（15 人）にすぎなかった。

① 知人・友人に相談。	1,049 人（ 46.2%）
② 学校や職場の先輩に相談	242 人（ 10.7%）
③ 家族に相談	638 人（ 28.1%）
④ 大学に相談	10 人（ 0.4%）
⑤ 専門の相談窓口相談	15 人（ 0.7%）
⑥ インターネットで調べた	86 人（ 3.8%）
⑦ 自分で会社と話し合った	190 人（ 8.4%）
⑧ そのアルバイトを辞めた	238 人（ 10.5%）
⑨ 何もしなかった	347 人（ 15.3%）
⑩ その他	414 人（ 18.2%）

※ その他の主な内訳

・ 困ったことが無かった。	47 人（ 2.1%）
・ 上司へ相談した。	5 人（ 0.2%）



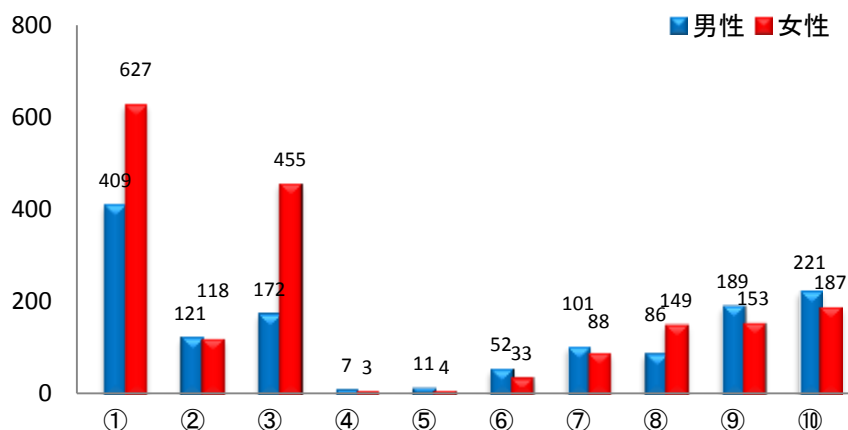
困った時の対応方法等

〔2〕性別

アルバイトをして、労働条件など何か困ったときの対応として、性別でみると、男女ともに最も割合が高かったのは、「知人・友人に相談」と回答した者であったが、女性（52.2%（627人））が男性（39.4%（409人））より約13ポイント高い結果であった。女性では、次いで「家族に相談」と回答した者の割合が37.9%（455人）と高かったが、男性では、「何もしなかった」と回答した者の割合が18.2%（189人）と2番目に多く、女性（12.7%（153人））より約6ポイント高い結果であった。

また、労働基準監督署など「専門の相談窓口相談」と回答した者の割合は、男性で1.1%（11人）女性で0.3%（4人）にすぎなかった。

性別	男性		女性		不明等	
①	409	39.4%	627	52.2%	13	39.4%
②	121	11.7%	118	9.8%	3	9.1%
③	172	16.6%	455	37.9%	11	33.3%
④	7	0.7%	3	0.3%	0	0.0%
⑤	11	1.1%	4	0.3%	0	0.0%
⑥	52	5.0%	33	2.8%	1	3.0%
⑦	101	9.7%	88	7.3%	1	3.0%
⑧	86	8.3%	149	12.4%	3	9.1%
⑨	189	18.2%	153	12.7%	5	15.2%
⑩	221	21.3%	187	15.6%	6	18.2%



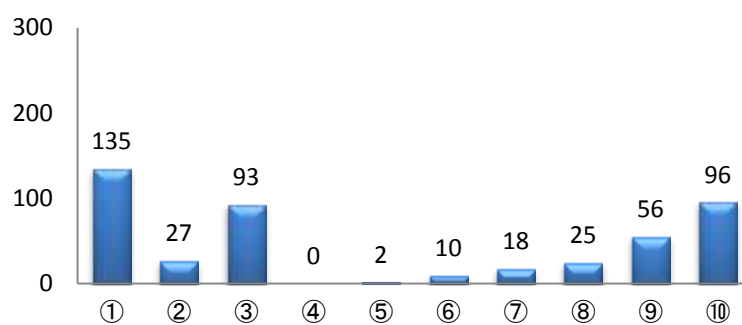
〔3〕 学年別

アルバイトをして、労働条件など何か困ったときの対応として、学年別にみると、全学年ともに最も割合が高かったのは、「知人・友人に相談」と回答した者であった。

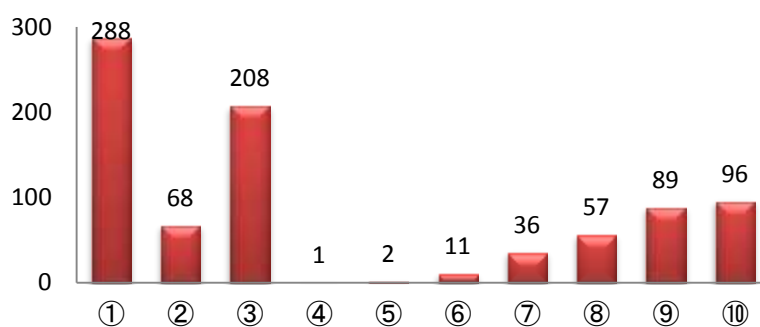
特に学年別によって大きな差異はなかったが、労働条件など何か困ったときの対応について学年別の特徴として、「自分で会社と話し合った」と回答した者の割合が、学年が上がるにつれて高くなっていること、少数割合ではあるが、労働基準監督署など「専門の相談窓口相談」と回答した者の割合が、他の学年に比べ、4年次が高い結果となった。

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		不明等	
①	135	39.4%	288	49.2%	226	49.1%	139	43.7%	261	46.3%
②	27	7.9%	68	11.6%	47	10.2%	33	10.4%	67	11.9%
③	93	27.1%	208	35.5%	120	26.1%	67	21.1%	150	26.6%
④	0	0.0%	1	0.2%	5	1.1%	1	0.3%	3	0.5%
⑤	2	0.6%	2	0.3%	2	0.4%	4	1.3%	5	0.9%
⑥	10	2.9%	11	1.9%	24	5.2%	11	3.5%	30	5.3%
⑦	18	5.3%	36	6.1%	49	10.7%	35	11.0%	52	9.2%
⑧	25	7.3%	57	9.7%	62	13.5%	30	9.4%	64	11.4%
⑨	56	16.3%	89	15.2%	67	14.6%	52	16.4%	83	14.7%
⑩	96	28.0%	96	16.4%	69	15.0%	61	19.2%	92	16.3%

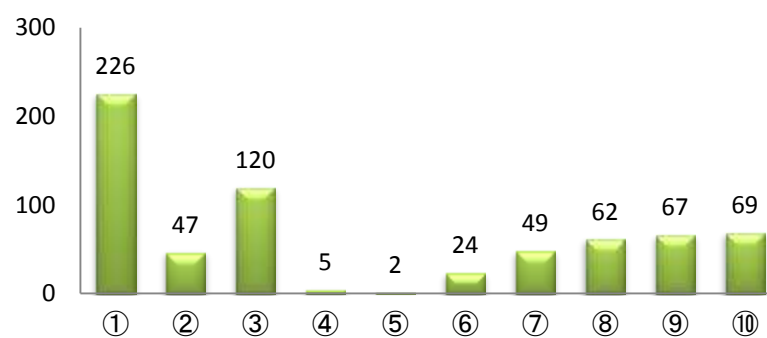
1 年次



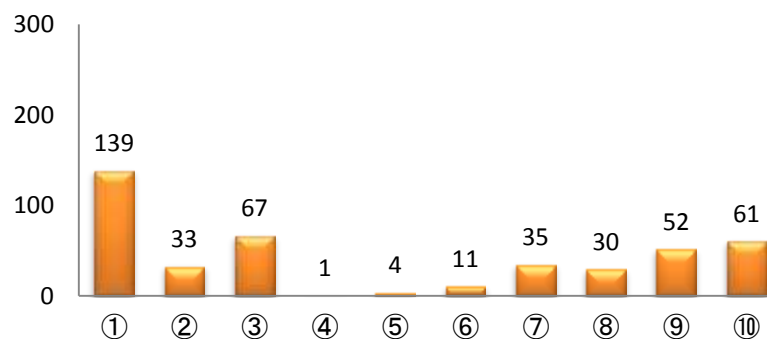
2 年次



3 年次



4 年次



問 12（アルバイトによって学業に支障が出たことの有無）

アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。

① ある （支障の内容： ） ② ない

〔1〕 全体

アルバイトをすることによって、学業に支障が出た経験の有無についての設問に対して、アルバイトの経験があると回答した者のうち、4人に1人（25.5%（578人））が学業に支障があったと回答している。

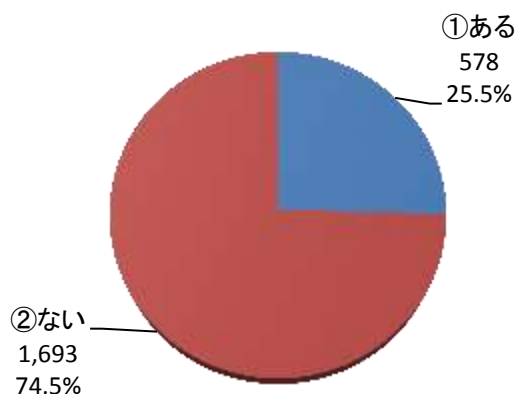
支障があった内容として、記載のあったその多くは、「（テスト）勉強する時間がなかった」、「講義中の居眠り」、「睡眠不足等による講義の遅刻、欠席」、「睡眠不足等による疲労の蓄積、体調不良、集中力の低下」などを挙げている。

中には、「店の棚卸でテストを受けることができなかった。」、「アルバイトの出勤時間に間に合わせるため講義を途中で抜けた」、「講義に出たら（アルバイトの）出勤時間に遅刻しそうになったので途中で帰った」、「講義を休んでバイトに行かざるを得なかった」などの回答をした者もいた。

更には、アルバイトによって「留年した」、「単位を落とした」と回答した者も14名いた。

①ある	②ない
578	1,693
25.5%	74.6%

※「①ある」と答えた者の主な記載内容は別紙1 参照



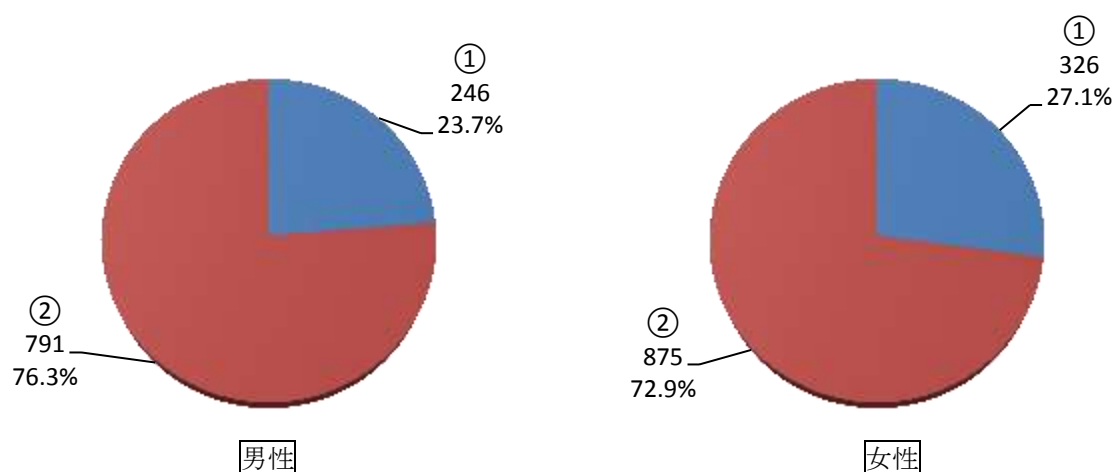
アルバイトによって学業に支障が出たことの有無

〔2〕性別

アルバイトをすることによって、学業に支障が出た経験の有無についての設問に対して、アルバイトの経験があると回答した者のうち性別でみると、学業に支障が出たと回答した者の割合は、男性が 23.7% (246 人)、女性が 27.1% (326 人) で、女性の割合が若干高かった。

支障があった内容として、男女別で特徴的な傾向はなく、アルバイトによって「留年した」、「単位を落とした」と回答した者が男女各 7 名いた。

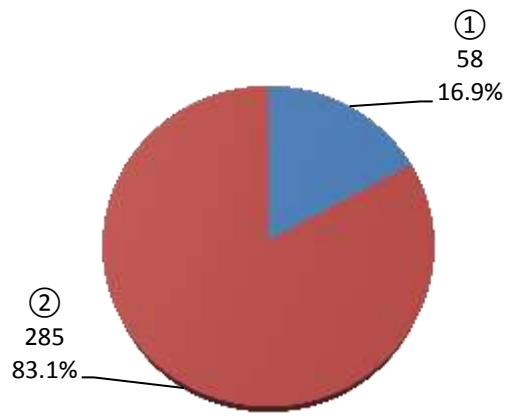
性別	①ある		②ない	
男性	246	23.7%	791	76.3%
女性	326	27.1%	875	72.9%
不明等	6	18.2%	27	81.8%
合計	578		1,693	



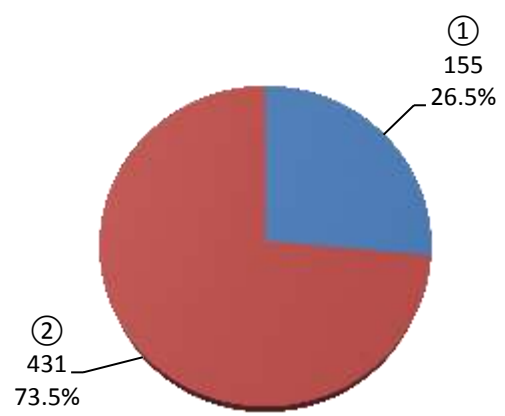
〔3〕学年別

アルバイトをすることによって、学業に支障が出た経験の有無についての設問に対して、アルバイトの経験があると回答した者のうち、学年別にみると、学業に支障が出たと回答した者の割合は、1年次が 16.9% (58 人)、2年次が 26.5% (155 人)、3年次が 30.7% (141 人)、4年次が 26.7% (85 人) で、1年次の割合が他の学年と比べて約 10 ポイント少なかった。

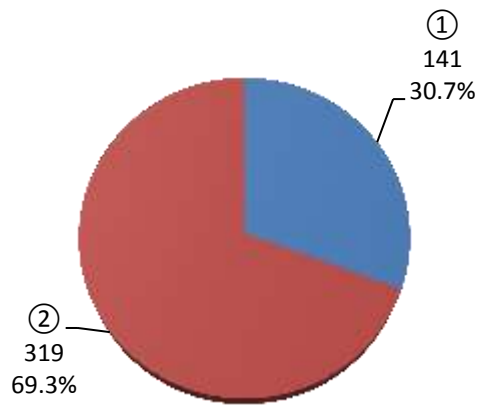
学年別	①ある		②ない	
1 年次	58	16.9%	285	83.1%
2 年次	155	26.5%	431	73.6%
3 年次	141	30.7%	319	69.4%
4 年次	85	26.7%	233	73.3%
不明等	139	24.7%	425	75.4%
合計	578		1,693	



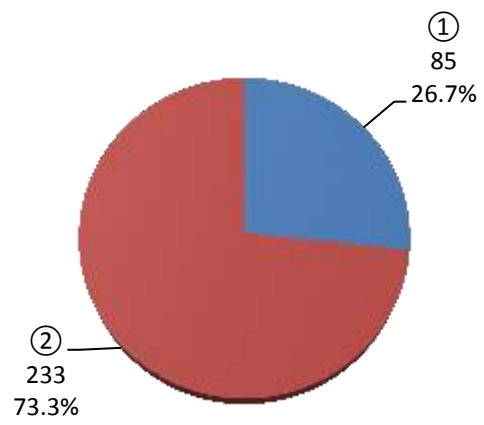
1 年次



2 年次



3 年次



4 年次

問 13（労働基準関係法令等の認識度）

法律で決められている労働条件に関して、以下について知っていることがありますか。（複数回答可）

- ① 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて書面で明示する必要がある。
- ② アルバイトでも、一定の要件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある。
- ③ アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある。
- ④ アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時～午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある。
- ⑤ アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払わなければならない。
- ⑥ 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない。
- ⑦ 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。
- ⑧ アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることはいできない。
- ⑨ アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、無制限にさせることはできない。
- ⑩ 事業主は、労働者を解雇する場合には、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日以上）を支払わなければならない。
- ⑪ アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある。
- ⑫ アルバイトでも労働基準監督署等の機関に相談できる。
- ⑬ 上記について何も知らない。

〔1〕 全体

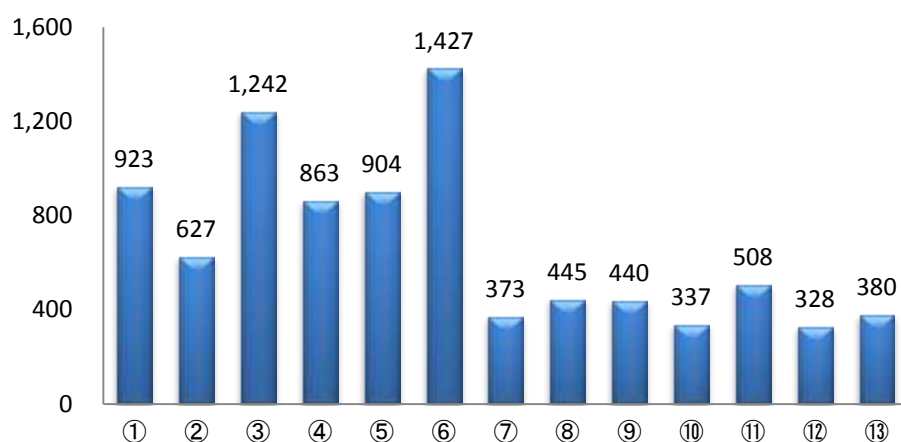
本設問の選択肢①～⑫は、労働基準関係法令に定められているもので、大学生等がどの程度労働基準関係法令を知っているかを把握するための設問である。

アルバイトをしたことがあると回答した者のうち、知っていると回答した割合が最も高かったのは、「都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない。」の62.8%（1,427人）で、次いで、「アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある。」の54.7%（1,242人）であった。選択肢の内容について半数以上の大学生等が知っているとは回答したのは、この2項目だけであった。

「事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて書面で明示する必要がある。」の労働条件の書面明示が必要なことについては、40.6% (923 人)、「アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払わなければならない。」の賃金の支払に関すること、「アルバイトでも、時間外労働（1 日 8 時間を超えた場合など）や深夜労働（午後 10 時～午前 5 時）には、通常の賃金の 2 割 5 分以上の金額を支払う必要がある。」の割増賃金に関することについても 4 割程度であった。

また、選択肢に記載されていることについて何も知らないと回答した者の割合は、16.7% (380 人) であった。

- ① 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて書面で明示する必要がある。 923 人 (40.6%)
- ② アルバイトでも、一定の要件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある。 627 人 (27.6%)
- ③ アルバイトでも、1 日の労働時間が 6 時間を超える場合は 45 分、8 時間を超える場合は 60 分の休憩時間を与える必要がある。 1,242 人 (54.7%)
- ④ アルバイトでも、時間外労働（1 日 8 時間を超えた場合など）や深夜労働（午後 10 時～午前 5 時）には、通常の賃金の 2 割 5 分以上の金額を支払う必要がある。 863 人 (38.0%)
- ⑤ アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払わなければならない。 904 人 (39.8%)
- ⑥ 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはいできない。 1,427 人 (62.8%)
- ⑦ 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。 373 人 (16.4%)
- ⑧ アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることはいできない。 445 人 (19.6%)
- ⑨ アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、無制限にさせることはできない。 440 人 (19.4%)
- ⑩ 事業主は、労働者を解雇する場合には、その労働者に 30 日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の 30 日分以上）を支払わなければならない。 337 人 (14.8%)
- ⑪ アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある。 508 人 (22.4%)
- ⑫ アルバイトでも労働基準監督署等の機関に相談できる。 328 人 (14.4%)
- ⑬ 上記について何も知らない。 380 人 (16.7%)



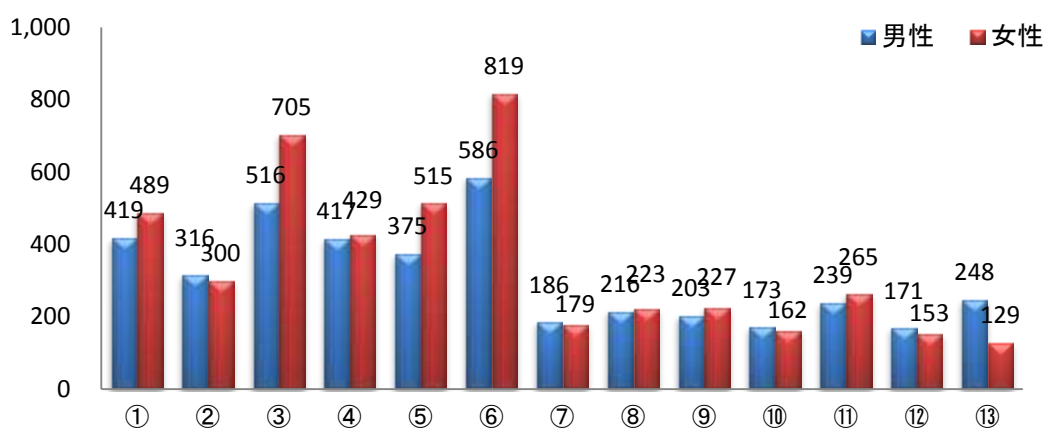
労働基準関係法令等の認識度

〔２〕性別

アルバイトをしたことがあると回答した者のうち、選択肢の内容について性別でみると、男女とも知っているという回答した割合が最も高かったのは、「都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない。」で、次いで、「アルバイトでも、１日の労働時間が６時間を超える場合は４５分、８時間を超える場合は６０分の休憩時間を与える必要がある。」であったが、それぞれ知っているという回答した者の割合は、女性のほうが男性より１１．７、８．９ポイント高かった。

また、「上記について何も知らない」と回答した者の割合は、男性のほうが女性より約１３ポイント高かった。

性別	男性		女性		不明等	
①	419	40.4%	489	40.7%	15	45.5%
②	316	30.5%	300	25.0%	11	33.3%
③	516	49.8%	705	58.7%	21	63.6%
④	417	40.2%	429	35.7%	17	51.5%
⑤	375	36.2%	515	42.9%	14	42.4%
⑥	586	56.5%	819	68.2%	22	66.7%
⑦	186	17.9%	179	14.9%	8	24.2%
⑧	216	20.8%	223	18.6%	6	18.2%
⑨	203	19.6%	227	18.9%	10	30.3%
⑩	173	16.7%	162	13.5%	2	6.1%
⑪	239	23.1%	265	22.1%	4	12.1%
⑫	171	16.5%	153	12.7%	4	12.1%
⑬	248	23.9%	129	10.7%	3	9.1%

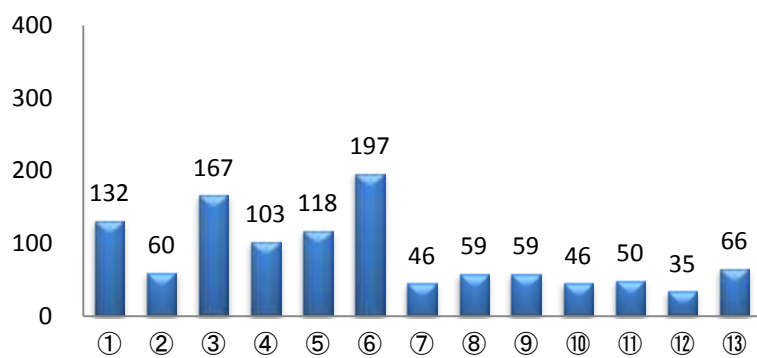


〔3〕 学年別

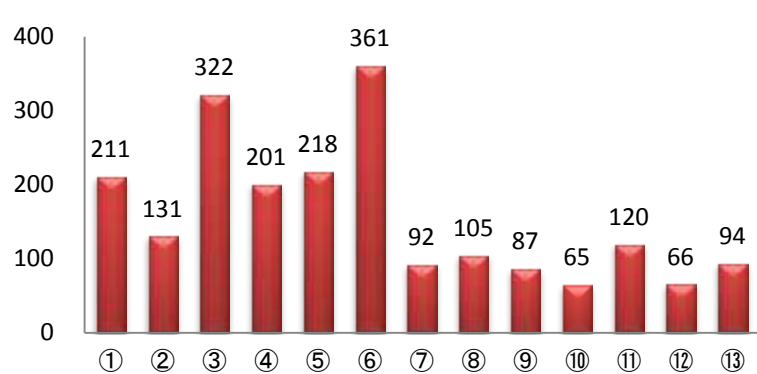
アルバイトをしたことがあると回答した者のうち、選択肢の内容について学年別にみると、各学年とも知っているという割合が最も高かったのは、「都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはいできない」で次いで、「アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある。」となっている。学年全体として、多くの項目において、学年が上がるにつれて知っている者の割合が概ね高くなっている傾向がみられる。

	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		不明等	
①	132	38.5%	211	36.0%	223	48.5%	146	45.9%	211	37.4%
②	60	17.5%	131	22.4%	171	37.2%	115	36.2%	150	26.6%
③	167	48.7%	322	55.0%	270	58.7%	197	62.0%	286	50.7%
④	103	30.0%	201	34.3%	218	47.4%	150	47.2%	191	33.9%
⑤	118	34.4%	218	37.2%	214	46.5%	130	40.9%	224	39.7%
⑥	197	57.4%	361	61.6%	325	70.7%	220	69.2%	324	57.5%
⑦	46	13.4%	92	15.7%	107	23.3%	52	16.4%	76	13.5%
⑧	59	17.2%	105	17.9%	114	24.8%	67	21.1%	100	17.7%
⑨	59	17.2%	87	14.9%	118	25.7%	70	22.0%	106	18.8%
⑩	46	13.4%	65	11.1%	94	20.4%	54	17.0%	78	13.8%
⑪	50	14.6%	120	20.5%	123	26.7%	92	28.9%	123	21.8%
⑫	35	10.2%	66	11.3%	89	19.4%	67	21.1%	71	12.6%
⑬	66	19.2%	94	16.0%	67	14.6%	44	13.8%	109	19.3%

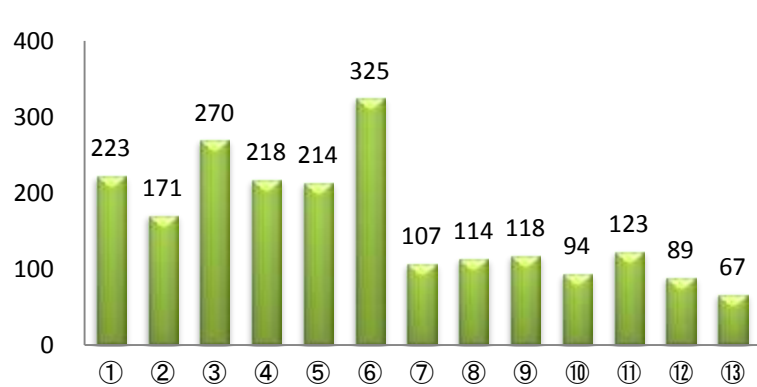
1 年次



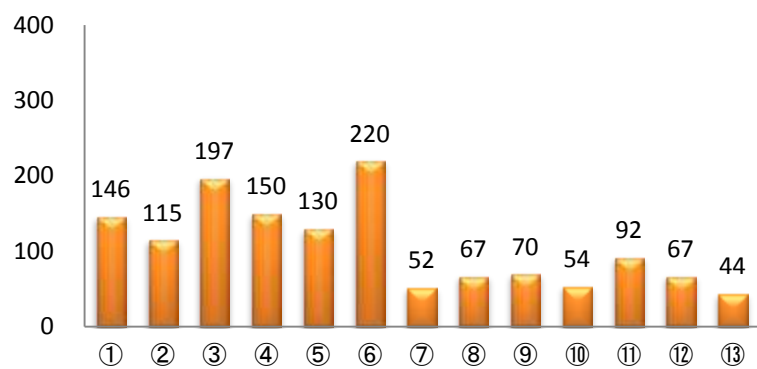
2 年次



3 年次



4 年次



問 14（労働条件の周知方法に係る意見聴取）

法律で定められている労働条件に関して、学生にどのように周知すれば効果的だと思いますか。周知の方法として有用であると思われることを記載してください。

〔1〕 全体

本設問に対して意見を記載した人数 898 人

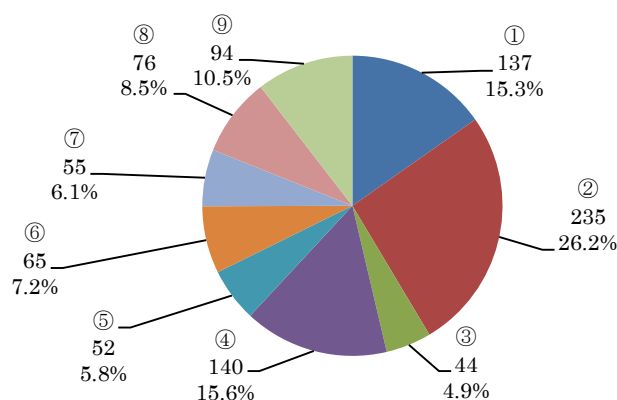
法律で定められている労働条件に関して、学生に周知するために効果的な手法に係る意見を求めたところ、意見の内容は大きく 8 つに分類することができ、その結果は下記のとおりであった。

学生への周知で最も効果的な方法に関する意見として、「大学等での講義、セミナーの開催」など、大学生等にアルバイトなど就労に関する教育を行う必要があると意見した者の割合が意見全体の約 4 分の 1 で、「校内でのポスター掲示やパンフレットの配布」など（15.6%）、大学等側へ対応を求める内容の意見が意見全体の約 4 割（41.8%）を占めた。

① ラインなどインターネットの活用	137 人（15.3%）
② 大学等での講義、セミナーなどの開催	235 人（26.2%）
③ 義務教育や高校で教育する	44 人（4.9%）
④ 校内でのポスター掲示やパンフレットの配布	140 人（15.6%）
⑤ 労働条件等関係法令に係る冊子（マンガ含む）、DVD、ポスターを作成し広く周知	52 人（5.8%）
⑥ テレビなどメディアを利用した周知	65 人（7.2%）
⑦ 求人情報誌に関係法令を載せる	55 人（6.1%）
⑧ アルバイト先（雇主）が労働条件をきちんと説明する	76 人（8.5%）
⑨ その他	94 人（10.5%）

※ カッコ内は、意見を記載した者を母数とした割合。

※ 主な意見記載内容は別紙 2 参照

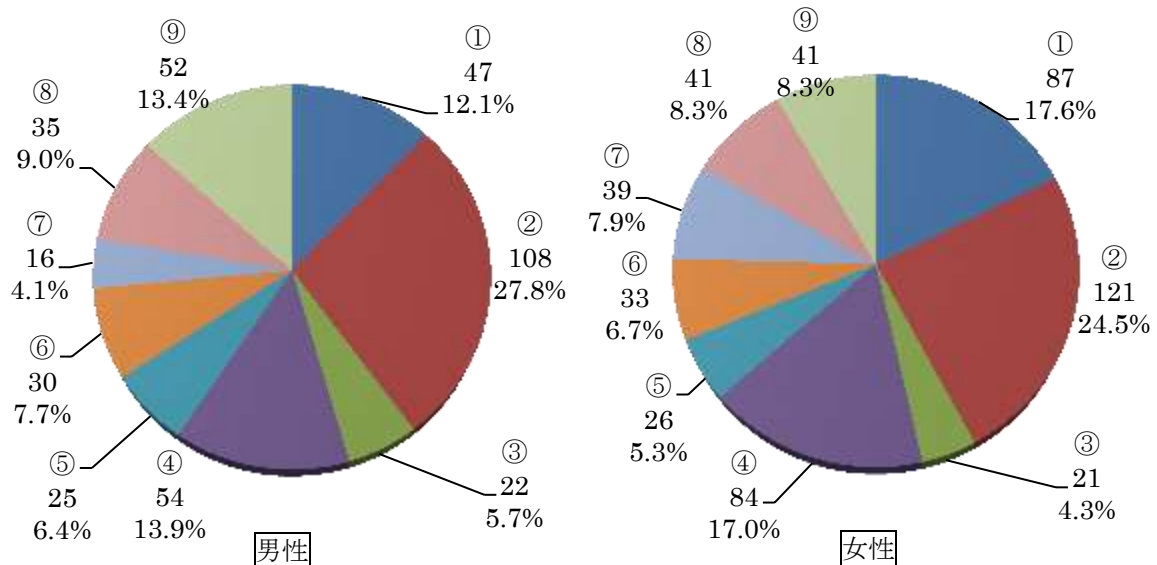


労働条件の周知に係る意見聴取

〔2〕性別

学生への労働条件の周知方法に関する意見について性別でみると、回答の多かった意見の割合は、全体の傾向と変わらない。その中で、「大学等での講義、セミナーなどの開催」と記載のあった割合は男性が高く、「ラインなどインターネットの活用」と記載のあった割合は女性のほうが高かった。

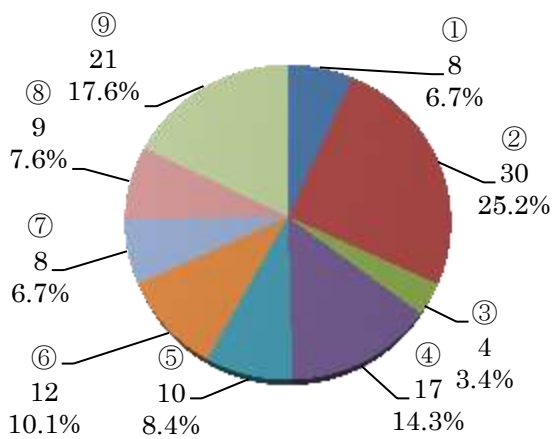
性別	男性		女性		不明等	
①	47	12.1%	87	17.7%	3	18.8%
②	108	27.8%	121	24.5%	6	37.5%
③	22	5.7%	21	4.3%	1	6.3%
④	54	13.9%	84	17.0%	2	12.5%
⑤	25	6.4%	26	5.3%	1	6.3%
⑥	30	7.7%	33	6.7%	2	12.5%
⑦	16	4.1%	39	7.9%	0	0.0%
⑧	35	9.0%	41	8.3%	0	0.0%
⑨	52	13.4%	41	8.3%	1	6.3%



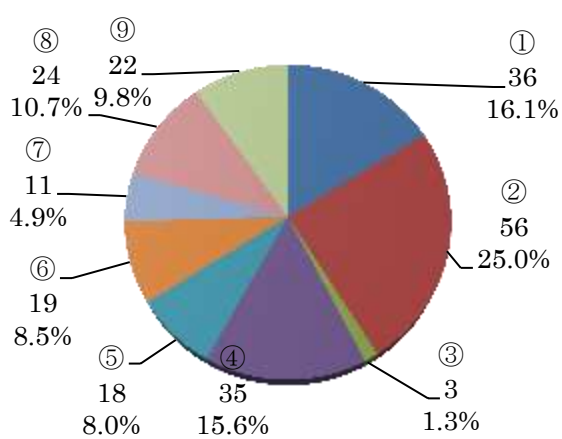
〔3〕学年別

学生への労働条件の周知方法に関する意見について学年別でみると、全体の傾向と変わらず、各学年とも「大学等での講義、セミナーなどの開催」と記載のあった割合が高かった。特徴的なものとしてあげれば、1年次において「ラインなどインターネットの活用」との意見の割合が他の学年と比べ、10ポイント程度少なかった。

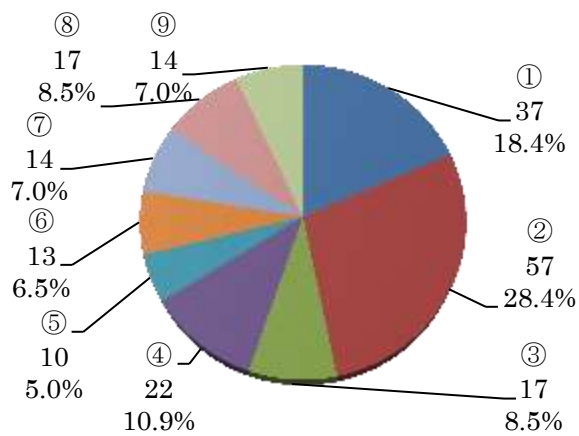
学年别	1年次		2年次		3年次		4年次		不明等	
①	8	6.7%	36	16.1%	37	18.4%	25	15.6%	31	16.0%
②	30	25.2%	56	25.0%	57	28.4%	43	26.9%	49	25.3%
③	4	3.4%	3	1.3%	17	8.5%	11	6.9%	9	4.6%
④	17	14.3%	35	15.6%	22	11.0%	30	18.8%	36	18.6%
⑤	10	8.4%	18	8.0%	10	5.0%	4	2.5%	10	5.2%
⑥	12	10.1%	19	8.5%	13	6.5%	10	6.3%	11	5.7%
⑦	8	6.7%	11	4.9%	14	7.0%	10	6.3%	12	6.2%
⑧	9	7.6%	24	10.7%	17	8.5%	10	6.3%	16	8.3%
⑨	21	17.7%	22	9.8%	14	7.0%	17	10.6%	20	10.3%



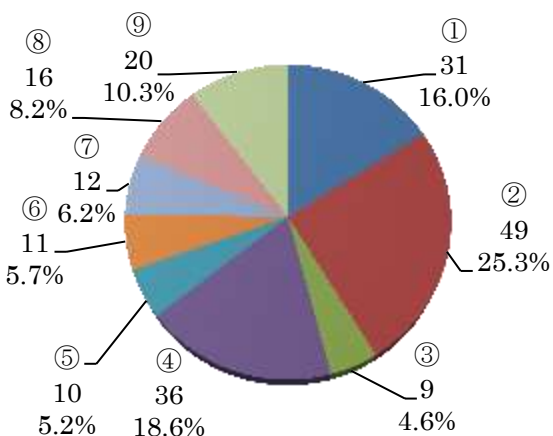
1年次



2年次



3年次



4年次

問 15（アルバイトの労働条件や学業との両立に係る意見聴取）

アルバイトの労働条件や学業との両立に関して意見があれば、記載してください。

〔1〕 全体

本設問に対して意見を記載した人数 351 人

意見の内容を見てみると、「学業」と「アルバイト」の両立が非常に難しいとの意見が多数であった。

その中で、学業とアルバイトを両立させるためには、「学生は「学業＞アルバイト」という考え方を強く持つべき」、「あくまでも自己管理」、「両立できなければやらなければよい」、「働き方は自分で判断して行動すべき」、「無理なら断ることも大事」など学生の本業が「学業」であり、アルバイトを行うことにより学業と両立できないものはあくまでも自己責任であるとする意見がある半面、「アルバイトをやらなければ学費を払えない」、「家庭環境により大学等に係る学費、生活費すべてをまかなうにはアルバイトをせざるを得ない」、「奨学金をもらっても生活できずアルバイトを行っている」、「県外からきて一人暮らしをしている学生にはダブルワークを行わなければならない者がいる」といった複雑な事情を抱える学生等の意見も少なくない。

「学業」と「アルバイト」両立させるため方法に関する他の意見等として、

○ 使用者に向けた意見等

- ・ テスト前には、労働時間を減らすことや休みを与えることに配慮してほしい
- ・ 急なシフトチェンジ（特に夜勤）は学業に支障が出やすいのでやめてほしい
- ・ シフトを組む際には、テストや課題など学校行事も考慮に入れて、融通をきかせた対応をしてほしい
- ・ 学生バイトに過度な負担を強いることはやめてほしい

○ 行政や大学に向けた意見等

- ・ 奨学金制度を充実させてほしい
- ・ 最低賃金を上げてほしい（「時給が安いから働く時間を増やさざるを得ない」、「県外と差がありすぎる」などの理由）
- ・ 学生がアルバイトをする際の法律（労働時間（シフト勤務の変更、深夜勤務時間の制限など）の制定
- ・ 学費そのもの又は学費免除の基準を下げしてほしい

などの意見があった。

※ 主な意見記載内容は別紙3参照

アンケート末尾自由記載欄

※ 主な意見記載内容は別紙 4 参照

5. まとめ

今回のアンケートは、今年4月1日から7月31日までの期間を設定して実施した「学生アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン」の取組の一環として沖縄労働局が独自に実施したものである。

アンケートを実施した背景については、昨年度、厚生労働省が実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識調査」（以下、「全国調査」という。）において、約60.5%の大学生等が労働条件等で何らかのトラブルがあったとの調査結果が出されているが、これまで、県内の大学生等の実態について取りまとめられたものがなかったことから、これら実態把握のために行うこととしたものである。

アンケートの実施に当たっては、県内7大学（琉球大学、沖縄国際大学、沖縄大学、名桜大学、沖縄キリスト教学院大学、県立芸術大学、県立看護大学）、2短期大学（沖縄女子短期大学、沖縄キリスト教短期大学）及び社団法人沖縄県専修学校各種学校協会の協力を得て実施し、これら大学等に籍を置く大学生等2,667人から回答を得ることができた。

アンケートの内容については、県内の実態と全国との比較を行うことを念頭に、概ね昨年度厚生労働省が実施した全国調査に準じたものとしているが、厚生労働省が実施したインターネット調査方式で細分化した調査ができるものとは異なり、今回の調査は、紙媒体方式で任意調査としたため、より多くの大学生等に協力していただくために、設問内容については協力していただき易いように一部選択肢を少なくするなど簡易化を図った。但し、アンケートの作成を含め、アンケート実施のための期間が短かったこともあり、個々の設問内容については、さらなる工夫が必要であったことが反省点として挙げられる。

（1）各設問に対する調査結果（全国調査との比較含む）

① 設問1は、大学生等のアルバイトの経験の有無を把握するためのものである。

全国調査では、調査対象者を「週1日以上、3か月以上にわたってアルバイトを経験したことがある者」としていることから、比較はできないが、県内では大学生等の約85%と、非常に多くの大学生等がアルバイトを経験している。

アルバイトの経験状況を性別、学年別でみたところ、性別では理由は不明であるが、女性のほうが男性より約7ポイント高く、学年別では、2年次以降で多くの大学生等がアルバイトを経験している結果となった。

- ② 設問 2 以降は、設問 1 でアルバイトをしたことがあると回答した者を対象としている。

設問 2 のアルバイトの経験年数については、全国調査では同旨設問がないことから比較はできないが、県内の大学生等においては、1 年以上経験したことがあると回答した者の割合が、全体の約 7 割を占め、これを性別でみてみると大きな差異はないが、学年別でみてみると、特に「2 年以上」アルバイトを経験していると回答した者の割合が 3 年次で 49.8%、4 年次で 65.4%と学年が上がるにつれて経験年数が高くなっている状況から、大学等生活において、恒常、継続的にアルバイトを行っている状況が窺える。

- ③ 設問 3 は、大学生等のアルバイト先についてであるが、県内では、「居酒屋」、「ファーストフード」、「ファミリーレストラン」以外の「その他の飲食店」でアルバイトをする者の割合が最も高く、次いで、「コンビニエンスストア」、「スーパーマーケット」以外の「その他の販売店」、次いで「学習塾」の順であった。性別、学年別でみても特徴的なものは見られなかった。

全国調査においては本アンケートより選択肢が多く示されていることから、一概には比較できないものの割合の多い順で比較してみると以下のとおりであった。

主なアルバイト先	県 内	全 国
1 位	その他の飲食店	コンビニエンスストア
2 位	その他の販売店	学習塾
3 位	学習塾	スーパーマーケット

- ④ 設問 4 は、アルバイト先の決定手段について問うものである。全国調査においては、同旨設問がないため比較することはできない。

最も回答の割合が多かったのは、「知人・友人・身内の紹介」で約 6 割を占めた。この選択肢は幅が広いため、この結果だけでは何とも言えないが、大学等内において、先輩、同級生、後輩等の紹介も少なからずあるものと思われる。性別、学年別にみてみると、すべてにおいて「知人・友人・身内の紹介」と回答した者の割合が高かったが、性別では、女性が男性よりその割合が低く、女性の「店頭の広告」を見て決めたとする者の割合が男性より約 6 ポイント高かった。学年別にみてみると、4 年次において「求人情報誌」を見て決めたとする者の割合が他学年と比べ 10 ポイントほど高い特徴がみられた。

- ⑤ 設問5は、1日のアルバイト（労働）時間数について問うものである。全国調査においては曜日毎に働く時間を記入することとなっており、本調査と設問内容及び選択肢が異なることから、一概に比較はできない。県内においては、1日4時間以上と回答した者の割合が85.4%で、1日8時間以上と回答した者の割合が6.5%であった。これを性別、学年別でみると、性別では特徴的な差異はなく、学年別では、1日8時間以上と回答した者の割合が、4年次において他の学年より4～6ポイント高い特徴がみられた。

【参考】

	1日4時間以上と回答した者の割合		1日8時間以上と回答した者の割合	
	県内	全国	県内	全国
月	85.4%	80.2%	6.5%	8.4%
火		81.9%		9.8%
水		80.9%		8.8%
木		81.5%		10.0%
金		81.8%		10.6%
土		92.3%		28.5%
日		92.3%		30.5%

注)「1日4時間以上と回答した者の割合」は、全国では「3時間以上」

- ⑥ 設問6は、1週当たりのアルバイト（労働）日数について問うものである。全国調査においては、同旨設問がないため比較することはできない。

最も回答の割合が高かったのは、「4日」で全体の34.4%、1週で4日以上と回答した者の割合は全体の6割を超えた。少数ではあるが、「毎日」と回答した者の割合が0.8%であった。これを性別、学年別でみると、特徴的なものはなかったが、学年別で、「毎日」と回答した者の割合が、4年次において他の学年の倍以上であった。

- ⑦ 設問7は、深夜（22時～翌朝5時）勤務の有無について問うものである。深夜勤務が「常態として有」と回答した者の割合が全体の22.0%おり、「勤務のシフトによって有」と回答した者と合わせると全体の49.4%となり、アルバイトの経験がある大学生等の約半数が深夜労働を行っていることがわかる。これを性別、学年別でみると、性別においては、

「勤務のシフトによって有」を含め、深夜勤務が有ると回答した者の割合が男性のほうが女性より約5ポイント高く、学年別においては、1年次において他の学年より若干少ないものの、概ね半数の大学生等が深夜勤務を行っている状況に変わりはない。

全国調査においては、「深夜勤務有」と回答した者の割合は、沖縄より9ポイント少ない40.3%の結果となっている。

	県内	全国
深夜勤務有の割合	49.4%	40.3%

- ⑧ 設問8は、大学生等がアルバイトをする前に、賃金や労働時間など自身の労働条件をどのように知ったかの問いである。本設問は、法令で義務付けられている「労働条件の明示・書面交付」の履行状況の把握に資するために設定した。

法令で義務付けられている『労働条件の明示・書面交付』の割合が最も高かったが、全体の45.1%にすぎなかった。また、全体の約1割の大学生等がアルバイトをする前に自らの労働条件を知らずに就労している実態があった。これを性別、学年別でみると、性別では特徴的な差異は見られず、学年別では、1年次において、労働条件の説明を全く受けずに就労する割合が他の学年より高かった。

全国調査においても同旨項目があるが、選択肢が一部異なるため、下記によりまとめ比較する。

労働条件の示の状況	県内	全国
㊶全く説明はなかった	9.6%	19.1%
㊷口頭で説明があった	43.3%	22.0%
㊸労働条件が記載された書面を見せられたが持ち帰ることができなかった	45.1%	(17.6%)
㊹労働条件が記載された書面を渡され持ち帰った		41.3%

注) ㊶は全国調査では「全く」が「具体的な」で設問設定。

㊸は全国調査で設定。本調査での選択肢が㊸と㊹どちらとも解釈出来ることから同括とした。

- ⑨ 設問9は、大学生等がアルバイトをする前に明示（説明）された労働条件の内容についての問いである。本設問の選択肢は、法令で明示を義務付けられている項目であるが、明示された労働条件で最も多かったのは「勤務場所・業務内容」の87.1%で、その他、明示された労働条件と

して5割を超えた項目は10項目のうち、「賃金の額、賃金の締日及び支払日」(81.7%)、「賃金の支払方法」(72.6%)、「勤務を始める時刻及び勤務終了の時刻」(64.7%)、「勤務する日」(61.3%)の5項目であった。これを性別、学年別でみると、特徴的な差異は見られなかった。

全国調査においても同旨項目があるが、全国調査においては、就労した業種毎で集計し、1人の大学生あたり働く業種によって労働条件の明示の有無が異なることがあるなど、本調査とは回答選択手法が異なることから単純比較はできないが、労働条件の項目毎の明示状況は下表のとおりである。

【参考】

労働条件の項目	県内	全国
アルバイトの契約期間	41.8%	53.9%
勤務場所・業務内容	87.1%	86.3%
勤務を始める時刻及び勤務終了の時刻	64.7%	65.1%
休憩時間	41.3%	51.7%
当初の勤務時間を超える労働(残業)の有無	23.5%	40.6%
勤務する日	61.3%	69.3%
賃金の額、賃金の締日及び支払日	81.7%	83.6%
賃金の支払方法	72.6%	76.9%
年次有給休暇の有無	12.8%	18.5%
退職に関する事項	19.6%	28.9%

注) 本調査と比較するため、全国値は、全国調査結果より「覚えていない」を除いた割合で標記した。

- ⑩ 設問10は、大学生等がアルバイトをした際に何らかのトラブルにあったことの有無についての問いである。最も回答の割合が高かったのは、「不当な扱いはなかった」で全体の59.5%で、アルバイトをして何らかのトラブルに遭遇した者の割合は約4割であった。これを性別、学年別でみると、性別では特徴的な差異は見られなかったが、学年別においては学年が上がるにつれて、トラブルに遭遇した者の割合が高くなる結果となっている。

全国調査においても同旨項目があるが、全国調査においては、就労した業種毎で集計し、1人の大学生あたり働く業種によってトラブルの有無が異なることがあるなど、本調査とは回答選択手法が異なることから単純比較はできないが、あくまでも参考として、労働条件上不当な扱いがなかったとする割合は、県内が全国より多い結果となっている。

トラブルがあったと回答した者のうち、トラブルの項目毎の状況は下表のとおりである。

【参考】

トラブルなどの内容	県 内	全 国
採用時に約束した仕事以外の仕事をさせられた	26.5%	27.8%
採用時に約束した以上の長時間労働をさせられた	44.6%	30.8%
一方的に急なシフト変更を命じられた	33.6%	30.3%
採用時に約束した賃金額（時給単価など）より実際に支払われた額が低かった	11.2%	—
働いた分の賃金が全額支払われなかった	7.9%	2.9%
時間外労働や休日労働、深夜労働について割増賃金が支払われなかった	17.0%	10.9%
賃金が所定支払日に支払われなかった	7.3%	3.9%
何らか（物損、遅刻、欠勤等）のペナルティとして不当に高額の手当、罰金を求められた（一方的に天引きされた）	3.7%	2.4%
1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった	35.1%	18.3%
仕事上のけがの治療費を自己負担させられた	2.0%	2.7%
商品やサービスの買い取りをさせられた（賃金から一方的に控除された）	5.7%	3.8%
暴力や嫌がらせを受けた	4.9%	5.7%
退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった	13.2%	6.7%
会社の都合で一方的に解雇された	1.6%	2.5%
労働条件上の不当な扱いはなかった	(59.5)	(51.8%)

注）本調査と比較するため、全国値は全国調査結果より「不当な扱いはなかった」を除いた割合で標記した。また、「—」は、全国調査で選択肢になかった項目である。

注 「不当な扱いを受けた」の全国値は、アルバイト種別総計（延べ数）に対する割合値である。

- ⑪ 設問 11 は、大学生等がアルバイトをして困ったことがあった場合の対応方法についての問いである。最も回答の割合が高かったのは、「知人・友人に相談」で全体の 46.2%、次いで「家族に相談」であった。これを性別、学年別でみると、性別では「家族に相談」するの割合が男性より女性が高く、「何もしなかった」とする割合が女性より男性が高かった。また、労働基準監督署等「専門の相談窓口へ相談」したとする割合

は全体の 0.7%にすぎなかった。

全国調査においても、「知人・友人に相談」、「家族に相談」の順で割合が高く、「専門の相談窓口へ相談」したとする割合も 0.9%程度であった。

- ⑫ 設問 12 は、大学生等がアルバイトをすることによって学業への支障が出たことの有無についての問いである。回答があった者のうち、4 人に 1 人の割合（25.5%）で学業へ支障があったと回答している。これを性別、学年別でみると、性別では「支障があった」と回答した割合が男性より女性が高く、学年別にみると、概ね、学年が上がるにつれ「支障があった」と回答する者の割合が高くなる傾向がみられた。

※ 支障があったとする記載内容については、別紙 1 参照

全国調査においては、「支障があった」と回答した者の割合が 17.8%で県内の学生の割合が高かった。支障の内容については全国調査結果で例示された内容はすべて含まれていた。

【参考】

学業への支障の有無	県 内	全 国
ある	25.5%	17.8%
ない	74.5%	82.2%

- ⑬ 設問 13 は、労働基準関係法令等の認識度を確認するために設定した問いである。本設問の選択肢は、労働基準関係法令等で定められているものである。

選択肢の中で最も知っているという回答の割合が高かったのは、「都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイトもその額を下回ることができない」で 62.8%であった。選択肢の中で大学生等の半分以上認識のあるものは、その他で「1 日の労働時間が 6 時間を超える場合には 45 分、8 時間を超える場合には 60 分の休憩時間を与える必要がある」（54.7%）のみであった。これを性別、学年別でみると、性別では「最低賃金」、「休憩時間」ともに女性のほうが男性より知っている者の割合が高く、学年別では、学年全体として、多くの項目において、学年が上がるにつれて知っている者の割合が概ね高くなっている傾向がみられる。

全国調査においても同旨設問があり、「アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても無制限にさせることはできない（全国調査：労使協定を締結の上労基署長へ提出が必要）」については県内大学生等の認識度が高かったもののそれ以外については、すべて全国における認識の割合が

高かった。

【参考】

法律等で定められている労働条件等	県内	全国
事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて書面で明示する必要がある	40.6%	47.5%
アルバイトでも、一定の要件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	27.6%	41.4%
アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	54.7%	56.5%
アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時～午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある。	38.0%	42.7%
アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払わなければならない。	39.8%	43.5%
都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	62.8%	64.1%
事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない	16.4%	22.2%
アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることはできない	19.6%	24.8%
アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、無制限にさせることはできない	19.4%	12.8%
事業主は、労働者を解雇する場合には、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30分以上）を支払わなければならない	14.8%	21.4%
アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある	22.4%	32.3%
アルバイトでも労働基準監督署等の機関に相談できる	14.4%	26.4%
上記について何も知らない	16.7%	12.9%

（2）総括

今回の調査によって、県内の大学生等の多くが大学等生活の中で継続的にアルバイトを行っている実態を確認することができた。

また、アルバイトを行って不当な扱い等何らかのトラブルにあったと

回答した者の割合が4割を超えた。全国調査よりも少ない結果となったが、不当な扱い等の受け取り方など、認識の違いも考えられ、県内におけるアルバイトを行う環境が全国に比べて良いとする判断は早計であると思われる。

その理由として、設問13における労働基準関係法令の認識度（12項目調査）が全国に比べて低い結果となっており、与えられた条件が法定労働条件に抵触するなどの不当な扱いと認識せず、当然の条件と認識してアルバイトを行った大学生等も少なからずいるのではないかと推測されるためである。

1週間のアルバイト時間に係る設問を設けていないため、一概には言えないが、1日のアルバイト時間として、4時間以上労働すると回答した者の割合が85.4%、週のアルバイト（労働）日数として、4日以上と回答した者の割合が6割を超え、さらには、アルバイトにおいて深夜勤務を行っている者の割合も約5割である状況から、大学等生活の中でアルバイトを行う時間が占める割合も高い状況であることが窺える。

その状況の中で、アルバイトを行うことによって、4人に1人の大学生等が学業に支障があったと回答している。支障があったとする内容をみると、「勉強時間の不足」、「講義中の居眠り」などが多いものの、中には、「アルバイトの時間に合わせるために講義を抜けた、欠席した」、「疲労の蓄積による体調不良」、「単位を落とした、留年した」など学業に影響を及ぼす、看過できないような状況も少なからずみられた。

学業とアルバイトの両立に関する意見では、「あくまでも自己管理である」、「学業と両立できなければアルバイトはすべきでない」などの意見があった。アルバイトを行う理由としては様々なものがあると思われるが、大学生等からの意見の中には、「大学に通うため、学費や生活費等を稼ぐために多少過酷であってもアルバイトをせざるを得ない」など、経済的な理由でアルバイトをせざるを得ない事情がみられた。

しかしながら、アルバイトで長時間労働や深夜労働など過酷な労働環境下におかれた大学生等が、それを当然のことと認識し、後輩に対して同様な対応を行うこと、さらには、卒業して社会に出たときにも同じ環境下で順応するような、負のスパイラルも懸念されるところである。

そうならないためには、アルバイトに限らず、就労するに当たっては、基本的な労働条件に関する知識を身に付け、働く者が自らの労働条件について確認すること、不当な扱いを受けた場合には、使用者に対してはつきりと主張することができる姿勢を持つことが大事であり、それにより使用者の意識の改革、労働環境の改善等へ繋がっていくものと思われる。

る。

大学生等の意見にもあったが、働く者が安心して働くためには、まず、労働関係法令の基礎的知識を早い段階で教育することの必要である。

沖縄労働局としては、労働条件明示・書面交付の状況（45.1%）が低く、明示内容も不十分である結果であったこと、相談窓口の利用が低調であるなど、今回のアンケート調査の結果を踏まえ、引き続き、使用者に対して、労働条件明示・書面交付の徹底など法定労働条件の履行確保を図ることに努め、さらには、大学等関係機関とも連携を図りながら、相談窓口等の周知を含め、大学生等に対する労働関係法令の周知など労働（アルバイト）環境改善に向けた取組等も進めていくこととしたい。

最後に、本アンケートに御協力をいただいた県内の大学生等の皆様、各大学等関係者の皆様にはあらためて感謝申し上げたい。

問12 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。

学年	性別	コメント
不明	女	授業を休んだ
不明	女	眠い、授業に出られない。
不明	女	もっとシフト入ってほしいと言われ勉強時間がへる
不明	男	予習、課題がこなせない。
不明	男	テスト前日に夜勤入れられた。
不明	女	5限を休んで行かざるをえなかった。
3学年	男	学習時間不足
2学年	男	レポート作成の時間が足りない。
2学年	男	睡眠不足で1限が眠い。
2学年	男	深夜までやっていたので次の日起きれなかった。
2学年	男	月曜の朝に寝坊した。
不明	男	入院した。(1日)
4学年	不明	朝起きれない。
3学年	女	バイトが休めず 学校を休む。
不明	女	テスト前に休みがなくて勉強できなかった。
4学年	男	留年。
3学年	男	落単
3学年	男	疲れて集中力が持続しない。
4学年	女	授業へ遅刻、居眠り疲れによる。
3学年	男	テスト期間にシフトを入れてしまった
3学年	男	テスト前に連勤があった
3学年	男	睡眠不足、ストレス
不明	男	疲れて授業に出席できない
不明	男	授業に出席できない
4学年	男	学習意欲の低下
不明	女	単位を落とした
2学年	男	残業でテストに遅れた
2学年	男	テストを受けることができなかった
不明	男	残業で授業に間に合わなかった。
不明	男	睡眠がとれず授業にしょっちゅう遅刻した時期があった。
不明	男	留年した。
4学年	男	アルバイトの次の朝に寝坊してしまい、授業に行かなかったことがあった。
4学年	男	残業により講義に遅れた。
不明	男	不安定な生活リズム。
4学年	女	単位を落とした。
不明	女	居眠りが多くなった。
3学年	女	睡眠不足で集中できなかった。
3学年	女	約束した以上の長時間労働を強いられたため、勉強に専念できなかった。
3学年	男	学業がおろそかとなり単位が取れなかった。
1学年	女	疲労の蓄積
3学年	不明	授業の遅刻や欠席
3学年	男	生活のリズムが変わり体調不良となった。
3学年	女	学習時間が確保できない
3学年	女	体調を崩して学校に行けなかった。
3学年	女	睡眠不足で集中できない
3学年	男	課題の成果のクオリティの低下
3学年	男	アルバイトが深夜に及ぶため、午前の授業が行けなくなった
不明	女	睡眠時間が足りず、常に眠い
2学年	女	交代の人が来ないとの理由で強制的に夜中まで働かされ、学校に遅れた
2学年	女	授業中眠い。自分の時間が取れなくなった
2学年	女	遅刻が増えた。
2学年	女	睡眠不足で課題ができないことがある。
不明	男	シフトが変更できず、急な課題に対応できなかった。
3学年	女	単位を落とした
2学年	男	グループ製作の作業に参加できなかった。

3学年	女	生活リズムが崩れ朝起きれなくなった。
1学年	女	店の都合で学校を休まされた出勤させられた。
不明	男	学業に集中できない
2学年	女	残業により睡眠時間が減り、寝不足
2学年	女	心身の疲れ
2学年	女	身体的疲労がたまり、朝起きれない。
2学年	女	就活ができない
2学年	女	1限が起きられないけど、自己責任。
不明	女	寝不足、生活リズムの乱れ
不明	男	居眠りの増加
不明	男	体調不良。睡眠不足。
3学年	男	朝まで働いて、学校に行けなかった
不明	女	勝手にシフトを組まれて、困った
不明	女	学校があるのにシフトに入れられた
不明	女	体調を崩しやすくなった
2学年	女	補講に行けなくなった
2学年	女	実習中にもアルバイトを休むことができなかった
2学年	女	学業優先でシフト調整がOKだといわれていたが現実とは違っていた。
不明	女	講義に出たら出勤時間に遅刻しそうになったので、途中で帰った。
不明	女	朝起きられなかった。 バイトの時間に間に合うように講義をぬけた。
2学年	男	寝不足、遅刻
1学年	男	レポート作成やテスト勉強の時間が取れない
不明	女	単位不可があった
2学年	男	睡眠不足による学力低下、意欲の減少。
4学年	女	就活への時間が少なかった。
4学年	女	実習中でも出勤せざるを得なく、睡眠不足で遅刻が増え、成績が下がった。
2学年	女	朝起きれない。体調をくずして休む。
不明	女	眠くて授業に集中できない。
3学年	女	悩みすぎて学校に行けなかった。
1学年	男	テスト勉強がおろそかになる。
1学年	女	疲れて課題ができなくなる。
2学年	女	テスト期間中に棚卸があって、テストを受けられなかった。
2学年	女	テストや検定前の勉強が不十分だった。
2学年	女	テスト前の勉強が十分にできなかった。
2学年	女	学校の前日に深夜を入れられて学校に間に合わなかった。
2学年	女	資格、単位がとれない。
2学年	女	疲労による体調不調。
4学年	女	体調を崩して学校を休んだ。
不明	男	講義についていけない。
4学年	女	学校に行けなかつた時期があった。
4学年	女	精神面の負担により授業を休んだ経験あり

問14 法律で決められている労働条件に関して、学生にどのように周知すれば効果的だと思います
方法として有用であると思われることを記載してください。

学年	性別	コメント
不明	女	ラインなどで知らせる インターネットに載せることが一番有効だと思います。
2学年	不明	テレビや新聞などのメディアの活用
不明	女	SNSなどで周知、気軽に相談できるものを学校などにもうける。
不明	男	「バイトを行う前に」といったような資料を配布する。
2学年	男	授業の中で、先生が学生に対して周知する。 掲示板等に、労働条件についてのポスター等を掲示する。
不明	女	大学にパンフレット等をおく バイトの労働条件等についてのLINEの公式アカウントをつくる
1学年	男	CMを使う。
不明	男	ラインで伝える。ツイッターを利用。大学の掲示板に載せる。
1学年	男	マンガとかアニメ、クイズで
1学年	女	大学などで、年に2回ほどバイトに関しての講習会などを開く。
1学年	女	求人情報誌にマンガなどでのせる。
2学年	女	チラシを配る。大学の掲示板に貼る。
2学年	男	SNS、ツイッターやFace book
2学年	女	チラシ等を等をつくり、大学、専門学校等の掲示板にはり出し。
不明	男	小、中、高でのブラックバイトに関する事例を用いた紹介、特に高校生に対する啓 発をすべき。
不明	女	TV、SNS
2学年	男	講義に法律の授業として取り入れる。
不明	男	高校等でのセミナーなどをするのが良いと思います。
4学年	男	入学式の配布物に書類を入れる。 学科の集合時に担当教官が説明する。 アパートにチラシを入れる。 SNSの広告。
2学年	男	実際にあったトラブルや例を講演したりプリントを渡す。
4学年	男	学内のセミナーだったり、講義としての労働基準法を教える。 (労基署の職員を招いたりして。)
3学年	男	中学、高校等で授業として教える。
3学年	男	マスコミュニケーションをフル活用。 テレビ、貼紙、スピーチ等を積極的に行う。
4学年	男	中学生か高校生のうちに学校の授業をしてブラックアルバイトの実態について、学 習しておくべきだと思います。
不明	女	エレベーターやトイレや掲示板などにポスター等を貼る。
4学年	不明	労働条件について分かりやすく書かれたパンフレットを学生全員に配布する。
3学年	女	大学入学してすぐのオリエンテーションで話す。
3学年	女	講義の一環として取り入れる
3学年	男	周知できるようなアプリ等を作成し、ネットや学校で利用を勧める
3学年	女	わかり易い説明のあるサイトの開設
3学年	女	学生に周知するよりも、各企業が採用時にしっかり説明する方が良いと思う
4学年	男	バイトの広告やサイトなどに労働条件に関することがあれば良いと思う
4学年	男	大学入試時にアルバイトを含む労働条件に関わる法律について、Q&Aや要点を 列記したリーフレット等を配布したら良いと考える
2学年	女	一年次の必修カリキュラムとして組み込み 就職センターだけでなく、各学部にも資料等を置いておく 早い段階で学生一人一人に意識を持ってもらうことが大切だと思う。その上で、自 分が調べたいときに調べられるような資料が近くにあるといいと思う。
4学年	男	義務教育として授業に取り入れるべき
不明	男	雇用側の義務として定めて罰則を用意する
4学年	男	大学のカリキュラムに組み込む
4学年	男	自分で働く前に調べる必要がある。
不明	男	必修科目として設定する。

4学年	男	実際に学生が経験した事例を元に資料を作成する。 大学でそのような講習会を開く。 ただ聞くだけだと学生は集まらないので、授業の最後15分くらいを頂いて説明するとか、奨学金の説明会等人が集まっている所で合同という形で説明会を開く。
4学年	男	掲示版などに貼りだす。 大学がアルバイト先を仲介するようにすればいいのでは？
1学年	男	求人誌に目立つように書く。 各バイトに関して求人誌の広告が小さい。
3学年	男	大学に相談センターを開設する。
3学年	女	関係小冊子を入学式等で配布する。
3学年	女	大学の教養講義で扱うべき。
3学年	男	学生に周知しても、雇用者の中にアルバイトを軽く見ている者がおり、学生の要求に対応してくれない場合も多いので、先に雇用者側に指導を徹底すべき。そのうえで、TV等で学生だけでなく、全ての人に対して周知することが効果的だと思う。
2学年	男	国や政府機関の公式SNSを利用する。
3学年	男	学生に伝える前に企業に周知する。
3学年	男	紙面での周知
3学年	女	大学の必須科目とする。 できなければ、オリエンテーション等でパンフレットや資料等の配布。
不明	男	企業に面接時に労働条件の詳細の説明を義務付ける。
3学年	不明	ネットを利用して、アルバイトをするうえで留意するポイントを周知する。
4学年	男	どこの会社でも相談窓口を設置するよう義務付け、ポスターを掲示し小さなことでも相談できるようにする。
不明	男	今回のようなアンケートを定期的の実施する
不明	女	テレビ広告 ユーチューブのCM
不明	男	何をしても効果はないと思う
3学年	男	イラストなどを用いてわかりやすい資料で説明を行う
不明	女	分かりやすいドラマなどにしたりする。
不明	女	会社に入る前に、その会社から書面と口頭で法律の労働条件について説明を受ける。
1学年	女	アルバイトの求人誌に記載する
2学年	女	以前労働に関する冊子(マンガ、イラスト入りでわかりやすいもの)を手にとって読んだ。勉強になった。
2学年	女	生徒がほぼ毎日見る掲示板に掲示する
4学年	男	法整備による義務化
2学年	女	働く前に事業側が前もって、労働条件について説明することが有用であると思い
3学年	男	具体的に職場の名前を出して評価することによって不当な扱いを避けられる
2学年	女	面接時にアルバイト生に事業主から説明させる
2学年	女	アルバイトでも労働基準監督署等の機関に相談できる旨の周知をすることで、相談し易くなる。
3学年	男	学生だとしたら、アルバイトの労働条件に関する説明の機会を学校が用意する。 小、中、高の頃の職場体験のように、アルバイトを始めた場合のシュミレーションを学校が用意して、意識づけをおこなっておく。
1学年	男	無料セミナーなど知りやすい環境を作るべきだと思う。学生だけでなく一般へも知らせていくことで、「ブラック」などを減らせるのではないかな。
3学年	男	このようなアンケートをやってもらえれば、知らないことを知るきっかけにもつながると思う。
4学年	男	法律で厳しくする。
4学年	男	学校の入学式、学部の説明会、全員が聞ける状態の時に説明する。 メディアを有効に使う。
4学年	男	派遣会社を必ず通すシステムを導入し、その際に伝える。
4学年	男	求人情報誌に、労働条件の内容を見やすく目につく所に載せる。
4学年	女	採用時に事業主が労働条件の項目すべてが記載された用紙を採用者に渡すことを義務付ける。
4学年	女	このアンケートで初めて知った内容もあるので、一年生の時にこのアンケートを受けてアルバイトを始めたかった。アンケートは効果的。または学内メール
不明	女	学校の授業で取り扱うことが効果的だと思います。アルバイトだけでなく、その先の就職でも役に立つ情報を学ぶ機会があるべきかと。

問15 アルバイトの労働条件や学業との両立に関して意見があれば、記載してください。

学年	性別	コメント
不明	男	まず学業を優先させる。
2学年	男	一方的にシフトを決めるのではなく、学業に合わせられるように、希望シフト制が普及していけばいいと思う。
1学年	男	自分が無理しないようにしっかり日程を決める。
不明	男	深夜、テスト前でなければ両立できると思う。
1学年	女	バイトしたいが、それによって勉強時間が少なくなってしまうので、バランスが難しい。
1学年	女	私のバイトは、開店して17月半なのに4人が辞めたため人手不足となり、週4からの契約なのに、週5以上入れられます。部活もしているため、バイト、部活、学業の両立が困難になっている。
不明	女	労働条件がきちんと守られれば、十分学業との両立は可能だと思うが、守られていないのが現状だと思う。
不明	女	アルバイトをしなくても学業に専念できるような学費のあり方や支援を日本は変えてください。
不明	男	どうしてもアルバイトしなければ立ち行かない場合もあるので、奨学金などの見直しも必要だと感じる。
3学年	女	時給が低いところが多いため、稼ぐためにはたくさん働かなければならないため思うように勉強できなくなる。けど働かないと生きていけない。
3学年	男	しっかり自己判断すべき。
3学年	不明	アルバイトの日数や労働時間を調整すれば問題ない。
3学年	男	テスト前には労働時間を減らすなどの配慮があると良い。
4学年	女	アルバイトによって学業がおろそかになるのはよくないと思う。でも、アルバイト先で仕事を強要されて、断りにくいのが現状である。アルバイト先の理解が必要だと思う。
4学年	女	実家が裕福であれば、余裕をもったシフトを組めるが学費や生活費に当てるとなると、かなり働かないといけないので、「学業を常に優先」には出来なくなってしまうと思う。
4学年	女	両立させるには自身の体力や出来る限度を知って、適度にバイトを入れるべきだと思う。
4学年	女	両立するためにはタイムスケジュールの管理が一番大切だと感じます。
4学年	男	学業とアルバイトの両立に関しては、自己判断であると思います。
3学年	男	アルバイトをしないと学費が払えない生徒や、奨学金をもらっているのにアルバイトをしている生徒もいるので、両立はその人次第であると思う。
4学年	男	学生雇用の日数もしくは労働時間の制限をつける
4学年	男	深夜などの夜遅い時間でなければ両立は可能であると思う
2学年	女	学費が高いし、学費免除の基準も高すぎるため、学業を続けるためにアルバイトをせざるを得ない現実がある。教育やドクターの学生はともかく、マスター以下の学生は調査や学会出席に係る諸費用も自腹である。学業に係る費用が高いのでどうにかして欲しい。その上で学生向けアルバイトを斡旋したり、もしくは自分で探せるように労働条件等について周知を図るなどの取組みが必要だと思う。
4学年	男	学業にかかる費用が高いため、奨学金だけでは工面が困難でありアルバイトをするしかない。費用を工面するためアルバイトもシフトを多く入れる必要がある。学業との両立に理解ある勤務先かどうかは運次第であると思う。
不明	男	テスト前は自由に休めるようになってほしいと思う。
1学年	男	学業とアルバイトとの両立ができるかどうかはすべて自分次第なので、働き方は自分で判断し、行動すべき。
4学年	男	自分の中で線引きをして、学業に影響を与えない程度に自重する。
不明	男	自分で学業との両立ができるか考えてアルバイトをすべきだと思う。
4学年	男	無理なら断ることも大事だと思います。
不明	男	授業が朝早くからのときは、遅くまでのシフト入れないでほしい。
4学年	男	アルバイトを始める前に合意した労働条件以上に働くことがなければ、学業との両立はできると思う。
4学年	男	学費を低くする。
4学年	男	バイトすることを言い訳に学業をおろそかにするなら、バイトをしなればいと思う。全て自己責任。

不明	女	ホワイトなバイトを学校で紹介し、ブラックなところで働いた先輩がどんな苦勞をしたのか1年生の最初のオリエンテーションに伝えたほうがよい。
4学年	女	学生アルバイトは年齢の面でも、軽んじられやすく、また経験も乏しいため相談できる人が少ない。 もっとそこをサポートする機関があれば良いと思った。
不明	女	学業とアルバイトの両立は難しい。
3学年	女	学生自身で計画的に行うべきもの。 事業主は条件を明確に提示すること。
3学年	男	貸与型の奨学金をつくれれば、バイトする必要がなくなる解決すると思います。
2学年	男	確かに不正・悪質なアルバイトにより学業不振になるケースも少なくない。しかし、生活のため、学費のために本末転倒となるものがあるのも事実。必ず返さなければならぬ奨学金をいただいても生活ができない現状があることも学業不振に陥る要因と思う。
3学年	女	学生であれば学業を優先すべきなので、本来の学業に差し支えないようなシフトの組み方など規制をするべきである。
3学年	男	バイトばかりして本業である学業を軽視しているという声を学校側から聞くことがあるが、全員がそうではなく、経済的に、学業を行うためにバイトをたくさんしなければならぬ人があることを知ってもらいたい。
2学年	男	急なシフトチェンジ夜が遅くなることがあると学業に支障が出やすいが、何も言えない。
2学年	男	アルバイトと学業は大変だというが、それが大学生だと思う。
3学年	不明	深夜のアルバイトは基本学生にさせないようにすることができれば学業と両立できと思う。
3学年	男	事業者への罰則強化
3学年	女	学費や生活費のためにアルバイトは必ずやらなければならないが、睡眠時間がとりにくいので、時給がもっと上がれば時間が減らすことができる。 (時給が上がらないまま出勤を減らしても生活が苦しいだけ)
3学年	女	時給を上げると負担が少なくなり良いと思う
3学年	男	アルバイト先に同じ大学の学生が多いため辞めたくてものちのちの関係にかかわってくるため難しい。
4学年	男	深夜まで働くとう業との両立は厳しい。 週に40時間を超えたときは、大学の課題はほとんどできなかった。
3学年	男	学生個人個人必要な収入額は違うので、アルバイトと学業の両立は個人の問題だと思う。
不明	男	学生等はアルバイト先で便利に使われることが多く、そのためテスト前などでも休みがもらえないことが多い。学生等のアルバイトに対してはきっちり学業に専念できる環境を整えてもらえれば助かる。
2学年	女	学校のことを優先させてくれる企業が増えてくれればと思う。 これまで働いたところでは考えてくれなかった。
2学年	女	自分もそうだが、賃金が安いから県外からきている学生はダブルワークをしています。アルバイトの時給を上げてくれれば現状は変わるのでは
2学年	女	能力、体力は個人差があるので、やってみて本人が判断しないと一概に言えないと思います。学業が第一優先で支障が出ない範囲でアルバイトはするべきだと考えています。支障が出るならアルバイトを減らすなど、何か変える必要があると思います。
2学年	女	バイト先と相談することが一番大事だし、自己管理ができなければバイトはすぐに辞めたほうがよい。
2学年	女	学校はバイトの有無は関係なく授業を進めるので、両立は結構大変です。 しかし、バイトをしなければ学校に通えないものがあるのも現状です。
不明	男	沖縄の学力が低いのと賃金が安いとの関係は少なからずあると思うので、賃金を上げてほしい。
不明	男	学費を減らす
3学年	男	学生なので、「学業>バイト」という考え方を強く持つておくこと
3学年	女	雇う側は、学生の休みの希望を優先しもっと学業に打ち込めるよう配慮してほしい。労働条件もアルバイトでも仕事ができる人には時給を上げたり、何かインセンティブを付けてほしい。仕事ができない人や怠け者と賃金が同じでは引き合わないと思う
4学年	女	最低賃金を上げる。 生活費のためにバイトをせざるを得ない状況に追い込まれている学生も多いので、そこを分かってもらって改善してほしい。

不明	女	出来ない。しんどい。
4学年	男	両立に関して教員の理解不可欠
4学年	女	辞めたいけど、お金必要だし、きつくてやらなきゃいけない現実がある。
不明	男	そもそも学業とぎりぎり両立させられるかどうかの量のアルバイトをしないとやっていけない状況がおかしい。 学生のうちにしかできないことを優先してできる環境作りをしてほしい。
3学年	男	それぞれの家庭環境にもよると思うけど、一人暮らし、仕送りのなもの無し、学費自費とかだとアルバイトしなければ仕方ない。 それを支援するようなものが、サポートがあればよいと思う。
2学年	女	無理なことは無理だとちゃんと言って、それでも改善されなければ辞めるとはっきりアルバイト先に言わなければならないと思った。
不明	女	無理なシフトを組まない限り学業に支障が出ることはないし、採用時、あらかじめ学業優先であることをはっきりと伝えるべき。
不明	女	沖縄の労働時給を上げてほしい。 693円は低すぎだと思う。
不明	女	疲れます。 でもアルバイトから学ぶことも大きいです。
不明	女	私は特に問題はありますが、周りの友達は、バイトの休みが取れなかったり、辞めるといっても辞めさせてもらえなかったりしている。そんなことがあると学生は両立するのが厳しいと思う
1学年	男	アルバイトと学業の両立はアルバイト先の社員、店長の理解がなければ成り立たないと思います。
2学年	女	現在のアルバイト先では学校の授業に合わせてシフトを組んでもらうなど協力してもらっている。
3学年	女	沖縄は最低賃金が高くて他県に比べ低いので、最低賃金を上げ勤務時間を減らしても額面が変わらないようにしないと両立は難しいと思う。
3学年	女	両立することは大変なことであるので、学生の本業は何かということを皆がはっきりと意識していくことが大事であると思う。
4学年	女	学生のバイト生には、深夜の時間帯を制限させる条例を作る。
4学年	女	テスト期間中の勉強休暇みたいなものを法律として制定。
3学年	男	最低賃金が上がれば学生のアルバイトの時間も減らすことができると思う。 東京の学生と、沖縄の学生では学業にうちこめる時間が違う。
2学年	女	奨学金制度が整っていればよいと思う。
4学年	女	ちゃんとしている所は、学生に学業を優先させているのでありがたい。
3学年	女	労働条件が守られていれば学業との両立は可能だと思う。
2学年	女	飲食店はブラック企業が多い。 休みが取れないし店長に、学校へ行かず、働けと言われ戸惑った。ブラック企業にのったバイト先は、調査すべきだと思う。
3学年	女	奨学金だけでは足りないの、アルバイトをする必要がある。 返済不要の奨学金を増やしてほしい。 そしたら、学業に専念できる。
不明	女	アルバイトは学業との両立できる人がすべきだと思う。 労働基準法に守られている以上、何を優先して学校に来るかは個人の判断で、会社の問題ではないと思う。
4学年	男	今日のアンケートを受けて労働条件の法律について初めて知ることが多くあった。 高校生の頃から生活するためにお金が必要でそれが労働で得られると知っていたが、労働がどのようなものであるかは全く知らなかった。 だから、ブラックバイトという言葉も知らなかったしメディアで発信されるようになって初めて知った。
4学年	男	企業側にも難しい部分はたくさんあると思うが、学生の本業は勉強だと思うので学生・学校のことを深く理解することが大切。 また学生もアルバイト先との連絡・報告・相談をしっかりとすることも大切だと思う。
4学年	女	以前のアルバイト先では大学の授業に支障があるので辞めたいと申し出ても「他の人に迷惑がかかるから」となかなかやめることができない状況でした。学生は学業が一番大切であることを心に持っておくことが必要だと思います。
3学年	女	給付型奨学金がより充実すればブラックバイトの問題は少なくなると思う。
3学年	女	金を稼ぐ目的に学業が大きく関係していると思うから奨学金の給付型をもっと増やすか、学費を減らすかの違いになると思う

自由記述

学年	性別	コメント
2学年	女	もっと相談しやすい環境を作らばいいと思います。
不明	女	最低賃金が低すぎる上に、労働条件がきちんと守られていないので、そこを改善してほしい。
不明	男	とりあえず、ブラックバイトを行う店についての抜き打ち的調査が必要。
3学年	男	沖縄の最低賃金をもっと高くしましょうよ。
4学年	男	労働条件を守らせるしくみや過労度の低下などに尽力していただきたい。
3学年	男	名前だけの労働法をどうにかしてほしい。
3学年	女	時給の格差をなくしてほしい。
3学年	男	アルバイトよりブラックな会社とそれに苦しむ社員をどうにかしてほしい。
3学年	女	沖縄県の最低賃金が安い、その割に野菜などの物価が高い。
2学年	女	大学入学後初めて就職した就職先で労働条件に関する問題があり、労働基準監督署に相談に行ったことがあるが、納得のいく対応をいただくことはできなかった。企業名を聞かれたが小さい会社であるため相談したことがわかってしまう、また狭い業界であり、今後の就職に影響が出ると考え言えなかった。今回は仕事に偶然那覇に行くことがあり相談できたが、相談に行くにも日曜以外は仕事であるため、行政機関はそのような現状を知識としてでなく理解しているか疑問に思う。また当事業所はハローワークに求人を出しており、実態を知らないのに求人情報を掲載するのは無責任であると思った。一つの行政機関では対応に限界があっても、他の組織や団体と協力・連携するなどもっとできることはあるのではないかな。
4学年	男	大学の授業料の高さが問題である。飲食業などは深夜勤が多くなりがちで、塾や家庭教師はあまりシフトに入れず稼ぐことが難しい。給付型の奨学金制度がもっと必要。
3学年	女	アルバイト先が給与明細を手交しないので、今度店長へ確認してみます。この会社だと渡していないシステムだといわれた場合、どうすればいいかわからないため、学生が相談に行ける窓口が欲しいです。
3学年	女	アルバイトを辞めたくても、事業所より人が足りないの辞めてほしくないような雰囲気を感じられるため辞めにくい。
不明	男	サービス業は仕事量に見合った額が支払われていないので、そのあたりを考えてほしい。
不明	男	とにかく労働基準法を違反しているところがあればすぐに対応してほしい。周りの友人も厳しいアルバイトをしながら大学の授業やテストを受けていました。学業との両立がままならない人もいますのでそのような方々のためにも対応してほしい。
4学年	男	ノー残業デーの意味がわかりません。その日だけ残業をしないようにしても、他の日に残業を代わりに行うので、意味がないと思います。残業は当たり前という前提が浸透しているのでその辺を何とか改善してほしいです。
1学年	男	沖縄県の最低賃金が低すぎ。店長は1日15時間ぐらい働いて週1しかやすみがないので、労働基準的にいいのか。
3学年	男	塾のバイト全般の状況がひどい。
不明	女	どの企業がブラック企業かは実際に働いてみないと分からない点が怖いです。
2学年	男	学生アルバイトやパートといった、いわゆる非正規社員を増やすだけでは「焼け石に水」、正規雇用を増やすための具体的な策を講ずるべきだと思う。
3学年	女	単純作業でもないのに最低賃金である。2年以上働いているのに賃金を引き上げてくれない。
3学年	男	労働者と雇用者の関係改善だけでなく、労働者とお客様の関係改善にも取り組むべき。"客は神様"みたいな認識が広がり、特にサービス業において働きづらい環境になっている。
3学年	女	アルバイトでも深夜時間(22時から翌5時)の割増は必ず付くのか
3学年	女	沖縄は最低賃金が低すぎるため、多くバイトをせざるを得ない。学業に支障が出ないようにアルバイトができるよう最低賃金を上げるべき。(学生だけでもよい)
2学年	男	労働行政機関そのものがよくわかりません。もっとアピールしてください。

3学年	女	・最低賃金を引き上げてほしい ・バイト先が限られる学生は店側より弱い立場にあるので、行政がきちんと取り締まりをしてほしい。
3学年	女	ホテルで1日17時間の勤務があった。人がいないからとの理由で休憩も30分だけだった。
3学年	男	学生アルバイトへ規則の周知をすべき
3学年	男	説明を行わない企業に罰則を
3学年	男	各企業に採用の際に労働条件を紙で提示することを義務化すべき
2学年	女	アルバイトは捨て駒ではないことをリーダー格(雇用主)に指導してもらいたい
2学年	女	もっと最低賃金を上げてほしい 物価など東京棟とあまり変わらなくなっているのに2～300円の差はありすぎませんか
2学年	女	沖縄は全国から見て低賃金です。物価も高いし、生活苦で自殺する人も中にはいます。東京は約1000円の時給、沖縄は700円本土と沖縄の時給を近づけてください。時給、給料が安いから国民健康保険とかも沖縄は加入者が少ないし、大学進学率も少ない。 本土との賃金格差がなくなれば勉学も励み、自分がしたいこともできるはず。沖縄は貧困と富裕層の差が目立ち過ぎ。
2学年	女	労働者の権利を守ってくれてありがとうございます。 これからも、雇用者と労働者の関係を円滑にし、みんながやりがいをもって仕事ができるよう頑張ってください。
3学年	男	アルバイトを雇う企業に対して定期的に労働行政機関が訪問したり、事業主に対して直接指導してほしい。
不明	男	労働行政機関の存在を初めて知った。 労基署？やっていることのイメージはできるけど、あまりよく知りませんでした。
不明	男	求人情報を伝える会社も、広告を載せる会社もきちんと審査したほうがよい
3学年	女	周りの人の話を聞いても沖縄はブラックバイトが多いと思う。 半年に1度でもアルバイトを雇っている企業は、アルバイト生にアンケートを取らせて、悪いところを直させるよう対処してほしい。
2学年	女	表に出てないだけで、実際はブラックバイトがたくさんあると思います。 バイトだけでなく、社員も大変な思いをしているところもたくさんあると思うので改善させてほしいです。
不明	女	労働条件について知らないことがたくさんあったので、高校生でも知っているくらいに認知度を上げることが必要だと思います。
2学年	女	テストや補講期間、金土の閉店までのアルバイトが厳しく、これまでの授業の支障が出ますので、そこを配慮してほしいと思っている。
4学年	男	労働行政機関があること自体知らなかった。 どういう機関なのかもっと知れたらいいと思う。
4学年	女	・いつでも相談、駆け込めるよう24時間体制にしてほしい。 ・店長やオーナーに意識改善をしてほしい。 ・学校内でのアルバイトの中でもブラックがあったり、きちんと教えきれない人がいるのでそれを確認してほしい。 ・渉外支援もアルバイトとして扱うべきものがあつたりするので、それらの明確化
4学年	女	私の勤務先は、人件費ばかり気にして店にあった社員数が少ない。だから休みたくても休めず、学校を犠牲にするしかない。 5H契約なのに、8H働かされたり、辞めたい人も最高8か月延ばされたのを見ました。
4学年	女	困ったとき、どこに相談したらいいんだろう？ それがわからない。「こんなことで相談していいのか？」と思うことがある。
2学年	女	アルバイト、学校、学校の課題、一人暮らしなら家事のこと、学生にはたくさんの負担があるので、学校の面は本業なので仕方ないとして、アルバイトの面ではやはり支障が出ないように待遇されるべきだと思う。
4学年	女	やはり人付き合いの”バイト”というくりなので、「悪いなあ」とか「私が我慢すれば」などと”情”でいろんなことを飲み込んでいる人はいると思う。 私もなかなか辞められずとても損をした。 卒業パーティーなども行けなかった。大変後悔。 自分が損をして働く意味は何だろう？
3学年	女	最低賃金を上げてください。切実な願いです。 沖縄は物価とみ合っていない。なくせ、貧困！

不明	女	労働基準法の罰則が軽すぎる。 もっと罰の方法を考えたほうがよい。
3学年	女	レジ締めや精算業務をアルバイトなどにさせて、何かあった時にアルバイトの人の責任にするのはおかしい。
3学年	女	深夜勤務の方が時給が高いという理由で深夜に働く友人が多いが、授業の単位を落としてしまうなど学業に支障がある。本人次第と言われればそれで終わってしまうが、健康的に学生が働ける時間は決まってくるので、最低賃金を上げてほしい。
不明	女	アルバイトの採用時にも有給休暇について説明してほしい。ほとんどの企業が有休について知らせない。
4学年	男	有給休暇は、どのくらい働いたらもらえるのか知りたいです。 有給休暇がもらえたら、バイト先に問題はないです。有給休暇が欲しいです。
3学年	女	法律をどれだけ理解しようとして、雇い先からの条件を変えさせることはとても難しい上にアルバイトの意見など聞いてくれないことが多いと思います。 この企業の労働条件は適切なのかという調査を抜き打ちなどで行ってもらうほうが良いのではと思います。
4学年	男	全て守っている会社はないと思う。
1学年	女	沖縄のブラックバイトやブラック企業を無くす為にも、大人(社会人)の意識を変える必要があると思います。「昔はこうだったから今の人もこうすべきだ」といった理不尽な(たまにある)考えの押し付けや、社会人の方の「これが当たり前の事(ブラック)」という考えなどの改善です。 もちろん今の若者の学力の向上や日本人の社会や国際情勢への関心の向上も必要だと思っています。無関心によって国や企業の状態を知らない事が今の沖縄の状況に繋がっているでしょう。しかし興味を持って何かしようと思っても何も出来ない国の状態も影響してると考えます。 誰もが忙しく、国の事を考えながら行動しているのに、このように意見を述べるのは大変恐縮ですが、私の考えです。
2学年	女	沖縄は全国的に賃金が安いので、それをいように県外から企業が進出してくる。学生はいいように使われ、そういうところはたいてい社員さんが全然いない。 ブラック企業はマスメディアに出すべき。学生だけではない。パートの方だったり家庭を持っている方が、働きやすい社会をつくるべき。
4学年	男	労働基準法を詳しく知らない。 もっと公開すべきだと思います。
4学年	男	どうせこんなアンケートをしても変わらないことはわかっているので、無駄に税金を使ってこんなことしないで下さい。
4学年	男	非正規雇用者(パート、アルバイト)の責任が、正社員と同じようになっている現状があるにも関わらず、賃金や契約内容に差が大きいのは問題だと思う。 そこを改善する必要があると思う。
2学年	男	もっと意味のあるアンケートをしていただきたいです。 いつも事後策ばかりで、このような事件が起こらない予防策を考えて下さい。
1学年	男	学生だけでなく誰もが働きやすい環境作りに力を注いで下さい。
4学年	女	法律で決められている労働条件を知らない学生が多いと思う。なので、労働行政機関側もアピールが必要だと思った。
4学年	男	このようなアンケートはとても良いと思う。 アンケートをとることで、現在の学生の生活、企業の事情も知ることができるので効果があると思う。 また、誰にも相談できない学生も中にはいると思うので、このようアンケートををきっかけに解決できるかもしれない。ありがとうございました。
3学年	男	学生アルバイトがこうやって機関に相談できるということを知っているのは少ないと思うので、もっと学ばせる機会が必要だと思う。 高校から家や学校に内緒でバイトする人もいるので、匿名で相談できるなどしたら助かる人もいると思う。
3学年	女	飲食業は人手不足が大きな問題だと思う。
3学年	女	政治に参加しない今現代人が悪いとは思いますが、参加しても変わらない大人の態度と世の中が悪いと思う。まずはその大人のモチベーションを上げるために、ボーナスをムリに出さずに安定的な給料をあげればいいと思う。
不明	男	もっと身近な存在になるべき アルバイトで問題が起こっても気軽に相談できるとは思われていない 高校・大学の掲示板にポスターをはり、そのポスターのキャラクターには若者にうけのいいものを使う